

平成 29 年度
老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

平成 29 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

**介護予防・日常生活支援総合事業及び
生活支援体制整備事業の
実施状況に関する調査研究事業**

報 告 書

平成 30 年(2018 年)3 月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

NTT DATA

株式会社 NTTデータ 経営研究所

目次

本調査研究事業の要旨	1
第1章 調査研究の概要	2
1. 背景・目的	2
2. 調査方法のフロー	3
3. 調査研究の実施体制	4
4. 検討委員会の開催経緯	5
第2章 調査方法と結果	6
1. アンケート調査の方法	6
(1) 市町村向け調査	7
(2) 介護サービス事業所向け調査	8
(3) 多様なサービス利用者向け調査	8
2. アンケート調査の結果	9
(1) 総合事業の提供体制等	10
(2) 総合事業の多様なサービスの利用状況等	15
(3) 生活支援体制整備の状況等	18
(4) 総合事業の実施状況を踏まえて考えられる対応	28
参考資料	30
1. アンケート調査票	31
(1) 市町村担当者向け調査票(様式1)	31
(2) 介護事業所管理者向け調査(訪問型サービス)(様式2)	42
(3) 介護事業所管理者向け調査(通所型サービス)(様式3)	44
(4) 多様なサービス利用者向け調査(様式4)	46
2. アンケート調査結果(詳細版)	47
(1) 市町村向け調査	47
(2) 介護事業所向け調査	86
(3) 多様なサービス利用者向け調査	90

本調査研究事業の要旨

【背景・目的】

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）及び生活支援体制整備事業の現状と課題を把握し、今後の推進策に関する検討を行うため、総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況について調査を実施した。

【調査方法】

学識経験者及び実務者（市町村職員）から構成される検討委員会における意見を踏まえて項目案を整理し、全国1,741の市町村（特別区を含む）等に対し、アンケート調査を実施した。また、検討委員会を開催し、アンケート結果を踏まえて市町村が取り組むべき課題、都道府県や国による支援に関する検討を実施した。

【調査結果】

市町村向け調査は、1,645の市町村から回答を得た（回収率94.5%）。

従前相当サービス以外の多様なサービス（従来より基準を緩和したサービス、住民主体による支援等）を実施する事業所が訪問型サービス・通所型サービスそれぞれで1万箇所以上にのぼっていた。

総合事業への移行に関する利用者への影響を確認したところ、サービス利用日数に大きな変化はなかった。

総合事業を含む生活支援体制整備事業の取組については、市町村ごとに進捗状況等にばらつきが見られた。また、市町村が行う生活支援コーディネーターからの相談の受付等のプロセスと、生活支援コーディネーターの活動状況等との関係性については、市町村による生活支援コーディネーターへの活動支援等の取組が多いほど、生活支援コーディネーターや協議体の取り組んでいる活動が多い。

【今後の展望】

今後の推進策を検討するに当たっては、これまでの推進策に加えて、取組が進んでいない市町村及びその課題に着目することも重要である。例えば、当該市町村に対し、都道府県や厚生労働省が集中的に支援を行い、課題を解消していくプロセスを通じて、そのノウハウを構築し、全国へ横展開を図る等の方策を検討することが考えられる。

第1章 調査研究の概要

1. 背景・目的

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業。要支援認定を受けた被保険者等に対して、訪問型サービスや通所型サービス、その他生活支援サービス等を提供する事業）は、平成26年介護保険法改正により創設された。その実施は市町村が条例で定める場合、平成29年4月まで猶予可能とされていた。

また、生活支援体制整備事業（包括的支援事業の一つであり、地域におけるサービスや担い手の開発等に取り組む生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を行う事業）についても平成26年介護保険法改正により創設された。その実施は市町村が条例で定める場合、平成30年3月31日まで猶予可能とされている。

厚生労働省が、平成27年4月に総合事業へ移行した78の保険者に行った調査¹、平成28年4月までに総合事業へ移行した514の保険者に行った調査²では、従来の専門的なサービス以外の「多様なサービス³」の出現が確認された一方で、介護サービス事業者以外の「多様な主体」による取組が十分に広がるには至っていないことが確認されている。その背景として、多様なサービス・主体を創出する生活支援コーディネーターや協議体の取組が十分に機能していないことが挙げられている。

このような状況を踏まえ、総合事業・生活支援体制整備事業の推進に向けた方策を検討するため、総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況について把握・検証を行うこととした。具体的には、下記2点を目的とした。

- ・ 総合事業及び生活支援体制整備事業を推進するために市町村が行っているプロセスや、そのアウトプットとしての「多様なサービス」をはじめとする生活支援・介護予防サービス等の整備状況等を把握する。
- ・ 総合事業及び生活支援体制整備事業における現状と課題を明らかにし、今後の推進策の検討に当たっての具体的な政策提言を行う。

¹厚生労働省「総合事業の実施状況に関する調査結果」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/3.pdf>

²厚生労働省「総合事業の実施状況に関する調査結果」

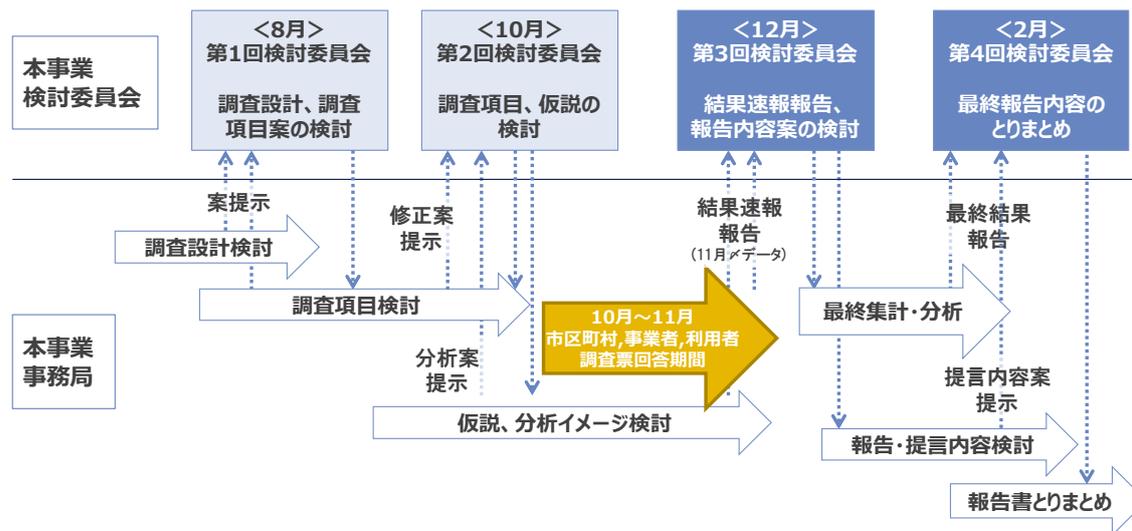
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/5.pdf>

³多様なサービスとは、「基準を緩和したサービス（サービスA）」、「住民主体による支援（サービスB）」、「短期集中予防サービス（サービスC）」、「移動支援（サービスD）」のいずれか又は複数を指す。以下同様。

2. 調査方法のフロー

調査においては検討委員会を設置し、調査設計、調査項目の検討、アンケート調査・分析、分析結果を踏まえた検討を行った（図表 1-1）。

図表 1-1 調査方法のフロー



- 調査設計、調査項目の検討

過去の総合事業・生活支援体制整備事業に係る調査、ガイドライン等をもとに調査項目をリストアップし、検討委員会にて調査項目を整理した。
- アンケート調査・分析

整理した調査項目について、全国の市町村等を対象にアンケート調査を行い、結果の集計及び分析を行った。
- 報告・提言内容の検討

集計及び分析結果を踏まえ、市町村が取り組むべき課題、都道府県や国による支援に関する検討を行った。

3. 調査研究の実施体制

調査設計・調査項目および提言に関する検討を行うため、学識経験者と実務者(市町村職員)から構成される検討委員会を設置し、検討委員会を開催した。

<検討委員会 委員一覧> (五十音順、敬称略)

役職	氏名	所属・役職
委員長	大坂 純	東北こども福祉専門学院 副学院長
委員	内田 孝浩	相模原市 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進班 担当課長
	田中 明美	生駒市 福祉健康部地域包括ケア推進課 課長
	松本 小牧	豊明市 福祉健康部 高齢者福祉課 課長補佐 兼 地域 包括ケア推進担当係長
	柳 史生	山形市 福祉推進部 長寿支援課 課長

<厚生労働省 老健局振興課・九州厚生局 オブザーバー一覧> (敬称略)

役職	氏名	所属・役職
オブザー バー	谷内 一夫	厚生労働省 老健局振興課 課長補佐
	櫻井 琢磨	厚生労働省 老健局振興課 地域包括ケア推進係 係長
	三政 貴秀	厚生労働省 老健局振興課 地域包括ケア推進係
	秋山 椋祐	厚生労働省 老健局振興課 地域包括ケア推進係
	山内 強	九州厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課 課長

4. 検討委員会の開催経緯

検討委員会の開催スケジュールは、以下のとおりである。

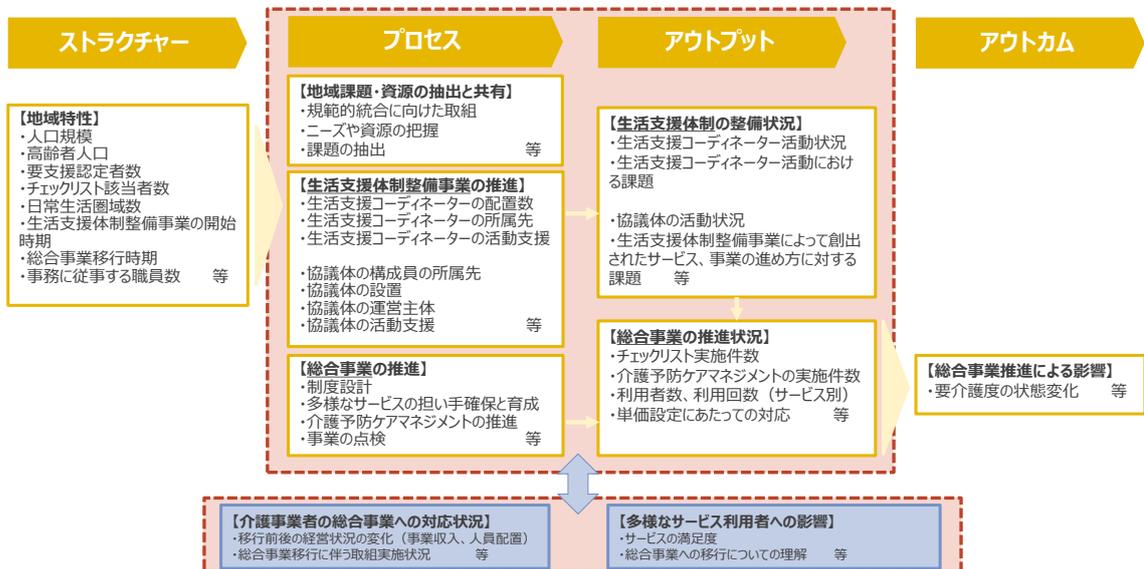
回数	日時・場所	主な検討内容
第1回 検討委員会	平成29年8月4日(金) 15:00~17:00 クリエイト紀尾井町 6階セミナールーム	<ul style="list-style-type: none">・ 総合事業等の課題に関する仮説と調査設計案の検討・ 調査項目案の検討
第2回 検討委員会	平成29年10月6日(金) 10:00~12:00 NTT データ経営研究所本社会議室5・6	<ul style="list-style-type: none">・ 調査票・調査設計の検討・ 分析イメージ・活用方法に関する意見交換(ワークショップ形式)
第3回 検討委員会	平成29年12月27日(水) 15:00~17:00 NTT データ経営研究所本社会議室5・6	<ul style="list-style-type: none">・ 結果速報を踏まえた、結果の解釈や分析方法に関する検討・ 政策提言の方向性に関する検討
第4回 検討委員会	平成30年2月23日(火) 16:00~18:00 クリエイト紀尾井町 6階セミナールーム	<ul style="list-style-type: none">・ 取組推進に向けた今後の課題検討・ 事業のモニタリングに関する検討

第2章 調査方法と結果

1. アンケート調査の方法

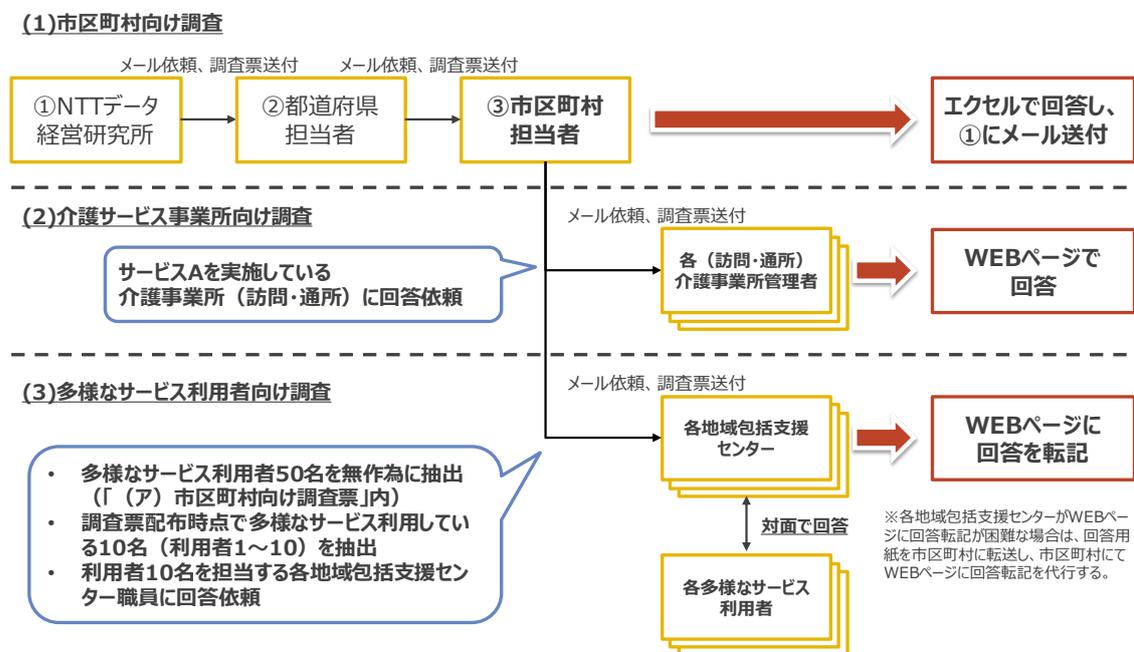
本調査は総合事業及び生活支援体制整備事業における現状と課題を構造的に把握し、事業の発展に向けた具体的な政策提言を行うことを目的とした。そのため、市町村担当者等に対してアンケート調査を実施した。

図表 2-1 調査概要（保険者の取組体系図）



調査票は、メールによって送付し、その回答はメールまたはWEB ページで受け付けた。

図表 2-2 各調査票の回答フロー



下記の3種類の調査を実施した。

(1) 市町村向け調査

- 調査対象
 - 全国 1,741 市町村の総合事業及び生活支援体制整備事業担当者
- 調査内容
 - 総合事業及び生活支援体制整備事業の取組内容（プロセス）、取組の実績・経過（アウトプット）
- 調査方法
 - 都道府県経由で配布した Excel の調査票に市町村担当者が回答し、事務局にメールで送付した。
- 回答数
 - 1,645 の市町村から回答を得た（回収率 94.5%）。

(2) 介護サービス事業所向け調査

- 調査対象
介護予防訪問介護・介護予防通所介護を実施していた事業所のうち、基準を緩和したサービス（サービス A）に移行後 1 年を経過している全国の介護事業所を対象とした。
- 調査内容
総合事業への移行に伴う経営状況への影響やサービス形態の変化の有無等
- 調査方法
市町村担当者が圏域内の該当する介護事業所に調査の web ページの URL を転送し、事業所は転送された web ページから回答した。
- 回答数
訪問型サービス： 448 事業所から回答（基準を緩和したサービス（訪問型サービス A）を実施する事業所のうち 4.5%）

通所型サービス： 505 事業所から回答（基準を緩和したサービス（通所型サービス A）を実施する事業所のうち 7.4%）

(3) 多様なサービス利用者向け調査

- 調査対象
多様なサービス利用者本人（各市町村で 10 名を無作為抽出）
※ 基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援のいずれか又は複数を利用している者
- 調査内容
総合事業への理解、総合事業への移行後の多様なサービスへの満足度等
- 調査方法
市町村担当者が該当する利用者を 10 名無作為抽出し、地域包括支援センター職員が対面調査を行った。
- 回答数
1,160 名分の有効回答を得た。

2. アンケート調査の結果

<調査の概要>

- 1,741 の市町村に対し、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）等の実施状況について調査を実施。（平成 29 年 10 月調査）
- 1,645 市町村から回答を得た。（回収率 94.5%）

<調査結果のポイント>

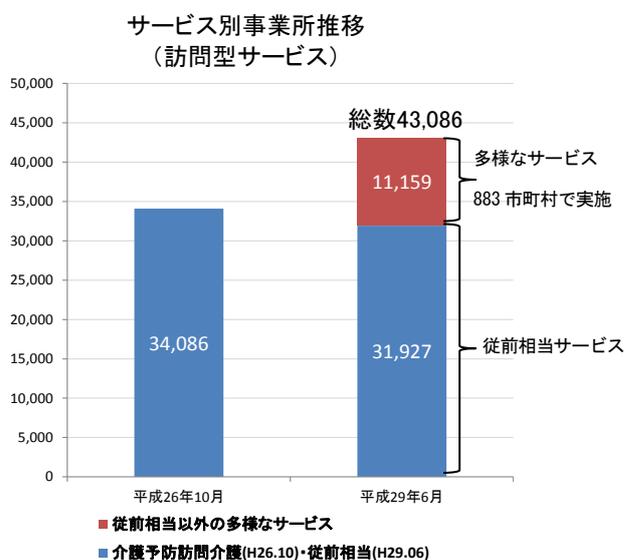
- 従前相当サービス以外の多様なサービス（従来より基準を緩和したサービス、住民主体による支援等）を実施する事業所が訪問型サービス・通所型サービスそれぞれで1万箇所以上にのぼっている。
 - ・ 訪問型の多様なサービス 11,159 事業所（平成 29 年 6 月）
 - ・ 通所型の多様なサービス 10,061 事業所（平成 29 年 6 月）
- 総合事業への移行に関する利用者への影響を確認したところ、サービス利用日数に大きな変化はなかった。
 - ・ 多様なサービスの利用者の1ヶ月間における利用日数： 6.5 日/月（移行前月）→ 6.4 日/月（2年後の同月）
- 総合事業を含む生活支援体制整備の取組については、市町村ごとに進捗状況等にばらつきが見られた。また、市町村が行う生活支援コーディネーターからの相談の受付等の取組と、生活支援コーディネーターの活動状況等との関係性については、市町村による生活支援コーディネーターの活動支援等の取組が多いほど、生活支援コーディネーターや協議体の取り組んでいる活動が多い。

(1) 総合事業の提供体制等

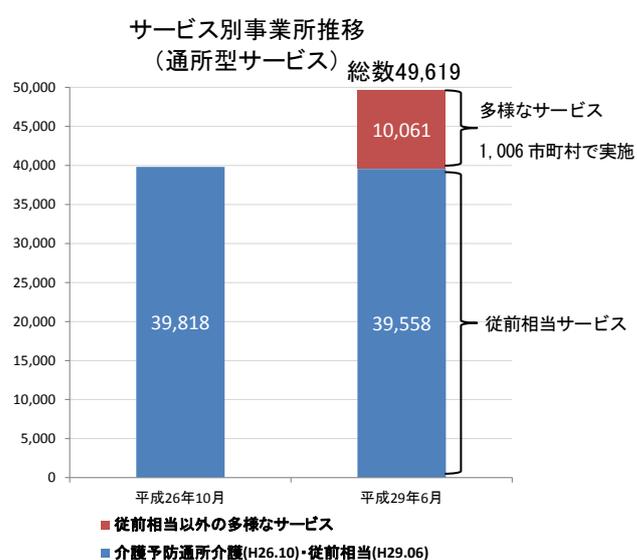
従前相当サービス以外の多様なサービス（従来より基準を緩和したサービス、住民主体による支援等）を実施する事業所が訪問型サービス・通所型サービスそれぞれで1万箇所以上にのぼっている。

- 従前相当サービス以外の多様なサービスが創設されている。

図表 2-3 訪問型サービスの事業所数の推移（全国）



図表 2-4 通所型サービスの事業所数の推移（全国）

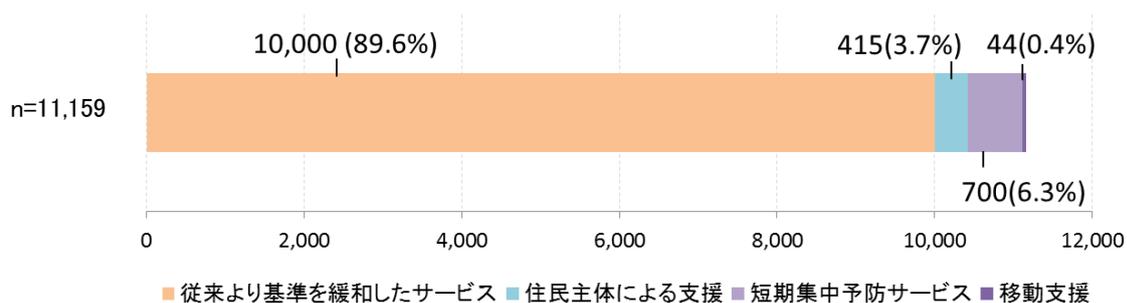


- ※1 総合事業には上記の他、配食・見守り等のその他生活支援サービスを提供する事業所がある。また、総合事業に位置づけられていない通いの場等の取組もある。
- ※2 平成29年6月の事業所数については、無回答であった97市町村は含まれていない。
- ※3 事業所数については、介護サービス施設・事業所調査における、平成26年10月の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の事業所数と、本調査における、平成29年6月時点の従前相当サービス・多様なサービスの事業所数合計を比較。
- ※4 平成29年6月時点の総合事業の各サービスの事業所については、一部重複がある（従前相当サービスと基準を緩和したサービスの両方の指定を受けているケース等）。

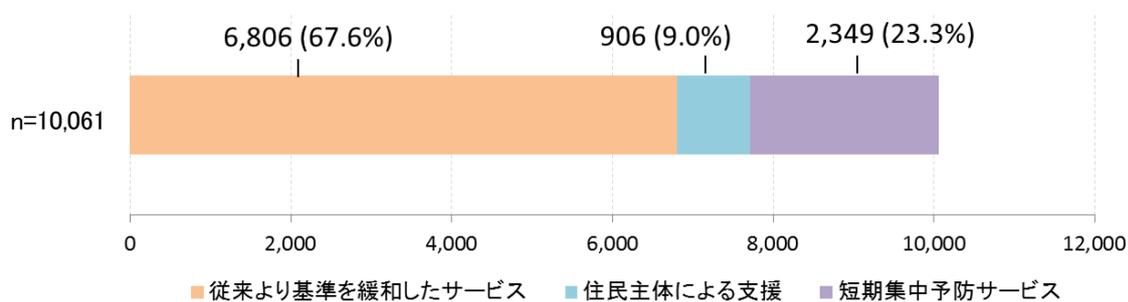
- 総合事業の多様なサービスの内訳は、訪問・通所ともに基準を緩和したサービスが最も多い。

図表 2-4 総合事業の多様なサービス内訳

訪問型サービス



通所型サービス

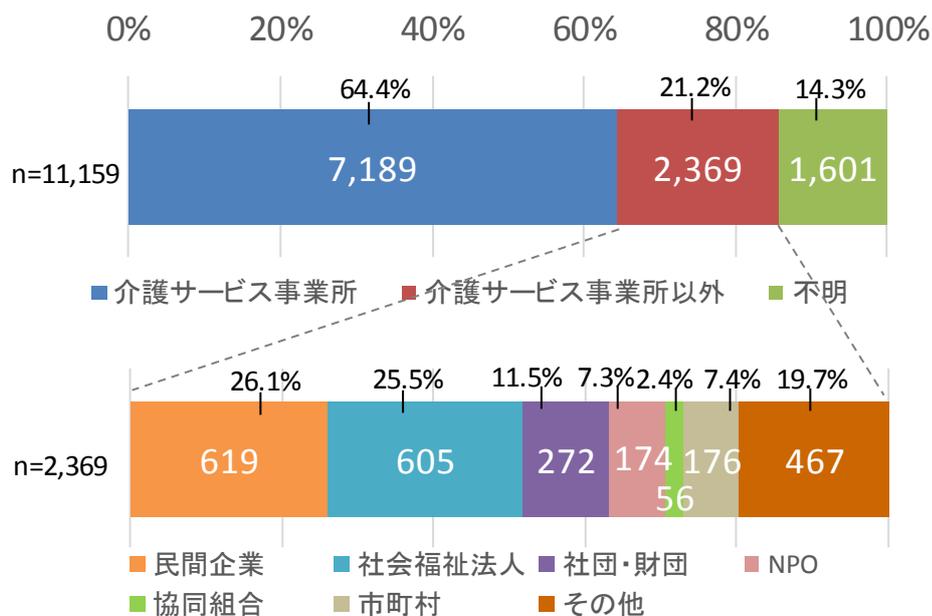


※ 小数点第2位を四捨五入しているため割合の合計が 100.0 にならない (以下同じ)。

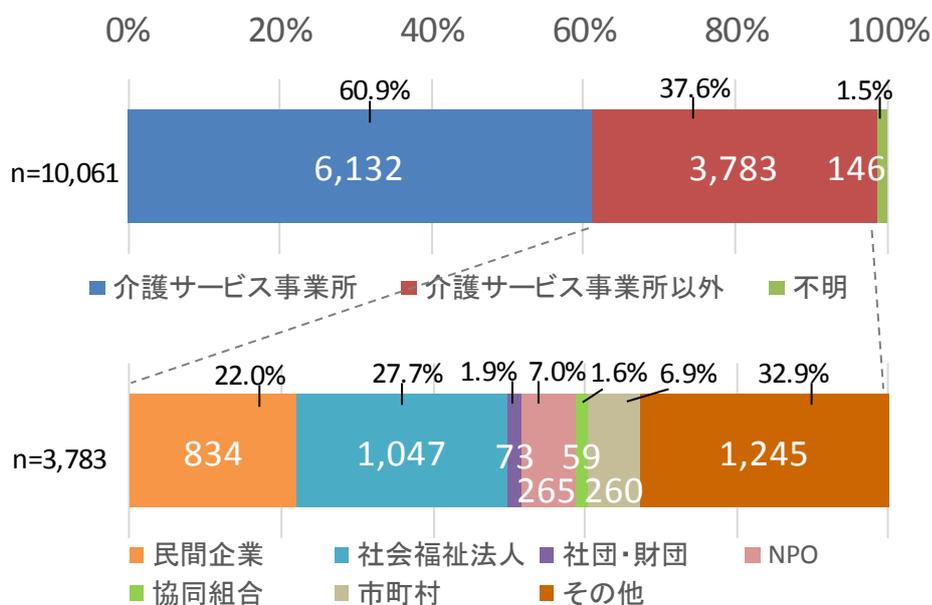
- 総合事業の多様なサービスの実施主体は、介護サービス事業者以外の主体が、訪問は約2割、通所は約4割となっている。

図表 2-5 総合事業の多様なサービスの実施主体内訳

訪問型サービス



通所型サービス



※ 内訳の「その他」には医療法人や地縁団体等が含まれる。

(参考) 通所型サービスBに位置づけられていない地域資源

- 通所型サービスB（住民主体による支援）以外にも、全国で76,476箇所の通いの場※がある。（平成28年度実績）

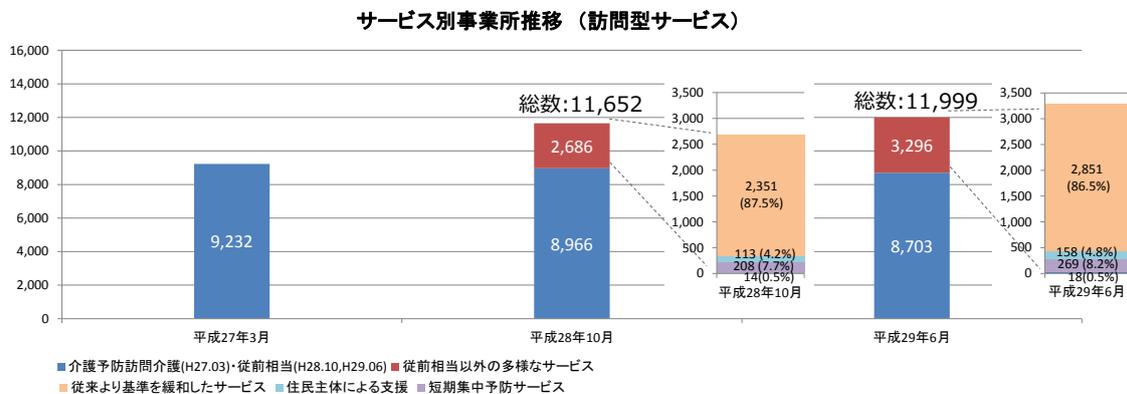
※ 介護予防に資する住民主体の通いの場

- ① 体操や趣味活動等を行い、介護予防に資すると市町村が判断する通いの場であること。
- ② 通いの場の運営主体は、住民であること。
- ③ 通いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らない。
- ④ 月1回以上の活動実績があること。

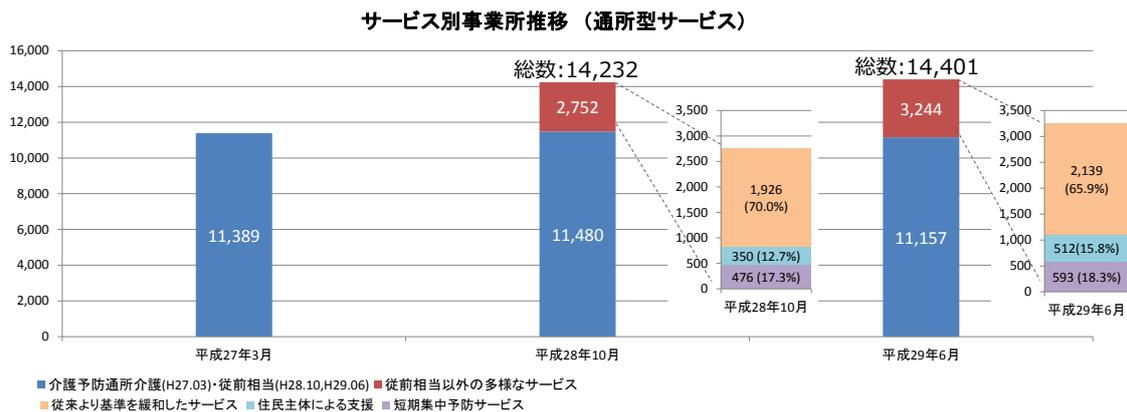
出典)「平成28年度介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査結果」（厚生労働省老健局老人保健課）

(参考) 平成 28 年 4 月末までに総合事業を開始した市町村の事業所の推移

訪問型サービスの事業所数の推移 (有効回答数 454 市町村)



通所型サービスの事業所数の推移 (有効回答数 454 市町村)



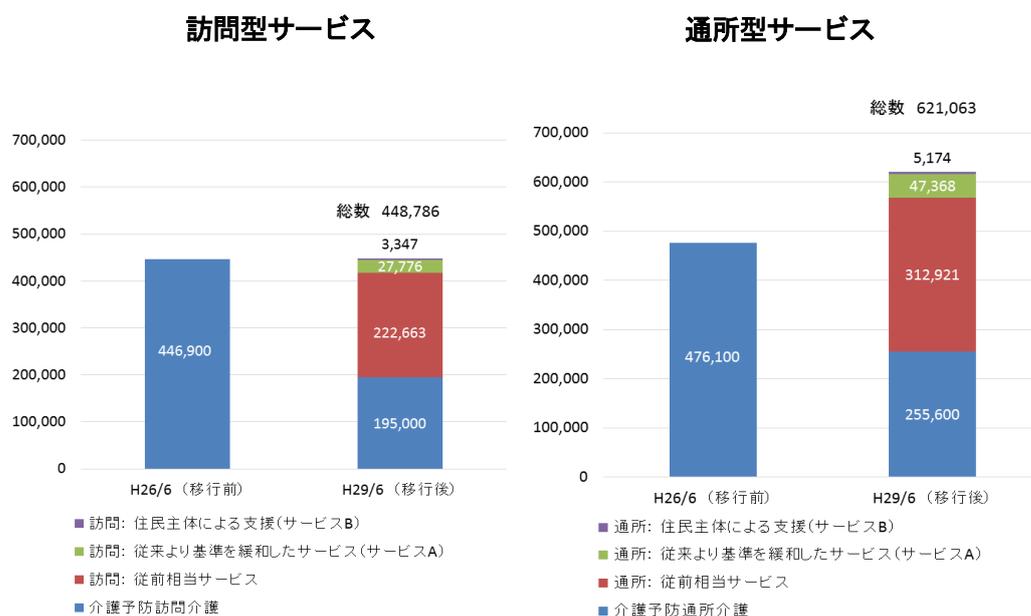
※ 平成 28 年 4 月末までに総合事業を開始した市町村について、平成 28 年 10 月実施の総合事業実施状況調査結果と比較。

(2) 総合事業の多様なサービスの利用状況等

総合事業の多様なサービスへの移行に関する利用者への影響を確認したところ、サービス利用日数や状態像に大きな変化はなかった。

- 総合事業等の利用者数は訪問はほぼ横ばい、通所は増加している。

図表 2-6 利用者数の推移（推計）



※1 算出方法

下記の方法で、総合事業移行前後の利用者数の推移を推計した。

移行前：介護給付費等実態調査における、平成26年6月の介護予防訪問介護・介護予防通所介護の利用者数

移行後：介護給付費等実態調査における、平成29年6月の介護予防訪問介護・介護予防通所介護の利用者数に、《本調査における平成29年6月の総合事業利用者数（訪問・通所の従前相当、サービスA・B）を、回答のあった市町村の65歳以上人口で除し、総務省人口推計における全国の65歳以上人口を乗じた数》を加えたもの

※2 回答のあった市町村の65歳以上人口としては、本調査における65歳以上人口（平成28年度）についての回答を使用し、全国の65歳以上人口としては、平成29年4月1日時点での総務省人口推計のデータを使用した。

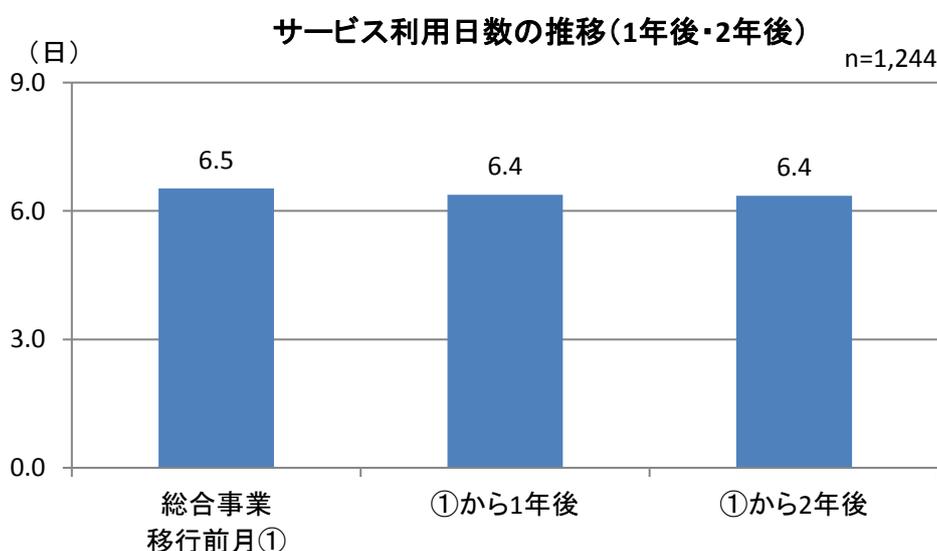
※3 総合事業の実施時点で要支援認定の有効期間が残っている者については、要支援認定の有効期間が終了するまで（最長12ヶ月間）、介護予防訪問介護・介

護予防通所介護を利用する（平成 30 年 3 月末まで）。

※4 平成 29 年 6 月時点の総合事業の各サービスについては、一部重複があり得る（従前相当サービスと基準を緩和したサービスの両方を利用しているケース等）。

- 多様なサービスを利用する者の利用日数は総合事業への移行前後で大きな変化はない。

図表 2-7 多様なサービスを利用している者の 1 人当たり月間利用日数の変化



※ 算出方法

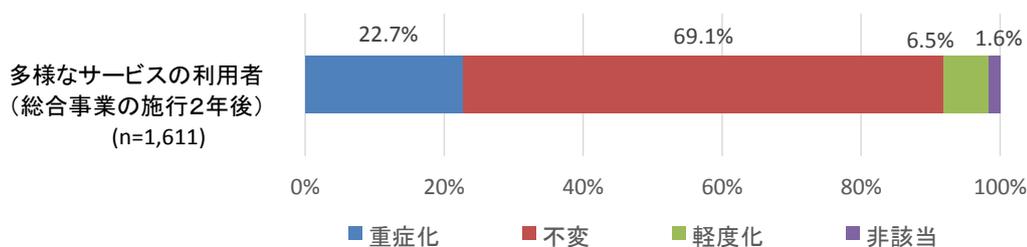
- ・ 平成 27 年 6 月までに総合事業へ移行した市町村において、多様なサービスの利用者に係る、総合事業の移行前月における介護予防訪問介護・介護予防通所介護の利用日数と、移行 1 年後・2 年後の同月におけるサービス利用日数（従前相当サービス、従来より基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス）を比較。

単純無作為抽出法により対象者を抽出。

- ・ 集計対象者については、①移行前月時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護いずれかの利用をしており、②移行 1 年後・2 年後の同月時点で要支援区分が不変（チェックリスト該当への移行は含む。）、かつ③多様なサービスを利用している者であって、移行前月・1 年後・2 年後の利用日数のいずれのデータもある利用者 1,244 名を集計対象とした（1 市町村あたり最大 50 名を抽出）。

- 介護予防訪問介護・介護予防通所介護から多様なサービスへ移行した利用者の2年後の状態変化を見ると、約7割が状態を維持している。

図表 2-8 多様なサービスの利用者の状態変化



※ 平成27年6月までに総合事業へ移行した市町村において、①移行前月時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護いずれかを利用しており、②移行1年後の同月時点で多様なサービスを利用している利用者について、移行2年後の同月の状態を比較（1市町村あたり最大50名を抽出）。単純無作為抽出法により対象者を抽出。

- 多様なサービスに関する利用者の満足度は、移行前と変わらないとしている人数が7割弱で、移行前よりも良くなったとしている人数が約2割であった。

図表 2-9 サービスに対する利用者の満足度

No.	カテゴリー名	n	%
1	移行前よりも、とても良くなった	72	6.2
2	移行前よりも、良くなった	204	17.6
3	移行前と変わらない	765	65.9
4	移行前よりも、悪くなった	108	9.3
5	移行前よりも、とても悪くなった	11	0.9
	全体	1,160	100.0

移行前より良くなった: 23.8% (No. 1, 2)
 移行前より悪くなった: 10.3% (No. 4, 5)

(3) 生活支援体制整備の状況等

市町村における総合事業を含む生活支援体制整備の取組状況は、市町村ごとの進捗状況等にばらつきが見られた。

- 生活支援コーディネーターを配置していない市町村は、第1層・第2層ともに3割弱となっている。

図表 2-10 第1層（市町村区域）における生活支援コーディネーターの配置状況
（平成29年10月時点）

No.	カテゴリー名	n	%
1	配置している	1,218	74.0
2	配置していない	415	25.2
	無回答	12	0.7
	全体	1,645	100.0

図表 2-11 第2層（日常生活圏域）における生活支援コーディネーターの配置状況
（平成29年10月時点）

No.	カテゴリー名	n	%
1	配置している	370	72.7
2	配置していない	123	24.2
	無回答	16	3.1
	全体	509	100.0

※ 第2層の母数は第1層のみの市町村を除くため、生活支援コーディネーターの第2層圏域数2以上の市町村数とした。

- 協議体を設置していない市町村は、第1層・第2層ともに約4割となっている。

図表 2-12 第1層（市町村区域）への協議体の設置状況（平成29年10月時点）

No.	カテゴリー名	n	%
1	設置している	996	60.5
2	設置していない	626	38.1
	無回答	23	1.4
	全体	1,645	100.0

図表 2-13 第2層（日常生活圏域）への協議体の設置状況（平成29年10月時点）

No.	カテゴリー名	n	%
1	設置している	265	55.7
2	設置していない	187	39.3
	無回答	24	5.0
	全体	476	100.0

※ 第2層の母数は第1層のみの市町村を除くため、協議体の第2層圏域数2以上の市町村数とした。

（参考1）生活支援コーディネーターの配置数

（参考2）協議体の設置数

（平成29年10月時点）

（平成29年10月時点）

	圏域数	配置数
第1層	1,645	1,218市町村 において配置
第2層	4,884	2,789人

	圏域数	配置数
第1層	1,645	996箇所
第2層	5,014	2,548箇所

- 担い手の確保に向けた啓発活動等については、いずれの取組も1～2割程度の実施率である。

図表 2-14 担い手確保のための啓発活動等の取組（複数回答）

No.	カテゴリー名	n	%
1	パンフレットやチラシの配布	360	21.9
2	講演・セミナー	355	21.6
3	地域団体や地縁組織への協力依頼	330	20.1
4	生活支援コーディネーター、協議体による担い手確保	433	26.3
5	ボランティアポイント等	280	17.0
6	情報交換会や発表会の開催	201	12.2
7	その他	111	6.7
	無回答	673	40.9
	全体	1,645	100.0

- 担い手の確保に向けた他施策との連携としては、高齢者の活躍の場づくりとの連携が最も多く実施されている。

図表 2-15 担い手確保を目的とした他施策との連携状況（複数回答）

No.	カテゴリー名	n	%
1	若年を含む認知症患者の活動の場づくり	53	3.2
2	生活困窮者の中間的就労の場づくり	14	0.9
3	障害者福祉サービスの就労継続支援サービスの活動プログラムの検討	9	0.5
4	都道府県等が行う介護人材確保施策	98	6.0
5	担い手となる身体能力等のある高齢者の活躍の場づくり	513	31.2
6	その他	89	5.4
	無回答	984	59.8
	全体	1,645	100.0

- 介護予防ケアマネジメントについて、取組方針を定めている市町村は約6割であり、対象者の状態像を分析した上で、施策の改善に取り組んでいる市町村は約3割となっている。

図表 2-16 介護予防ケアマネジメントに関する市町村の関与

介護予防ケアマネジメントを実施する際の市町村としての取扱方針を設定しているか

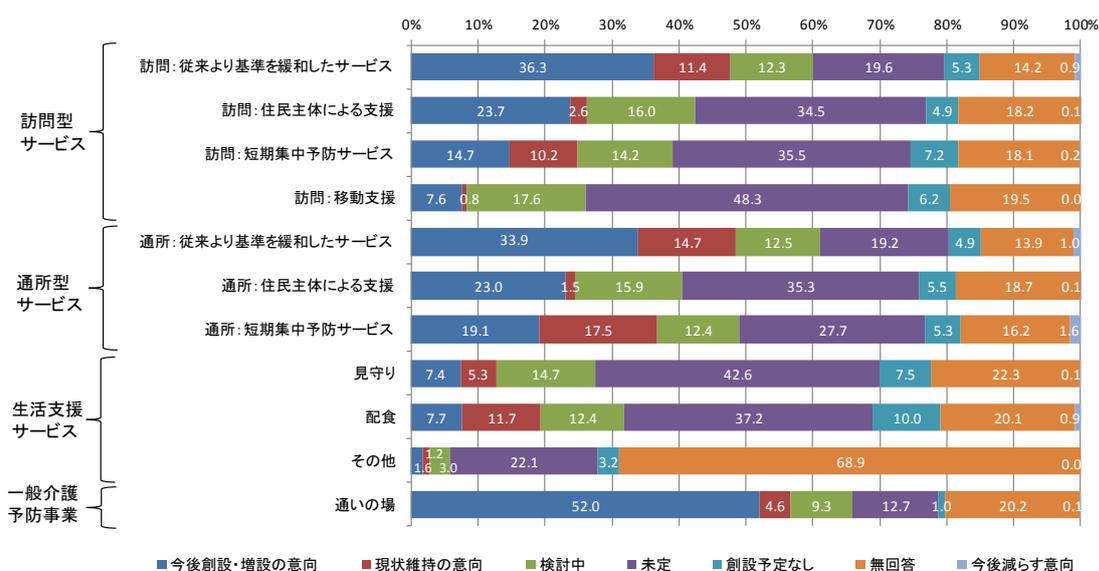
No.	カテゴリー名	n	%
1	はい	925	56.2
2	いいえ	689	41.9
	無回答	31	1.9
	全体	1,645	100.0

介護予防ケアマネジメント対象者の状態像を分析して施策改善につなげているか

No.	カテゴリー名	n	%
1	はい	535	32.5
2	いいえ	1,064	64.7
	無回答	46	2.8
	全体	1,645	100.0

- 今後、サービス等について創設・増設の意向のある市町村は、通いの場が約5割、従来より基準を緩和したサービスが約3～4割である一方、住民主体による支援は約2割、短期集中予防サービスは2割未満、移動支援は1割未満となっている。

図表 2-17 サービス創設等に関する市町村の意向

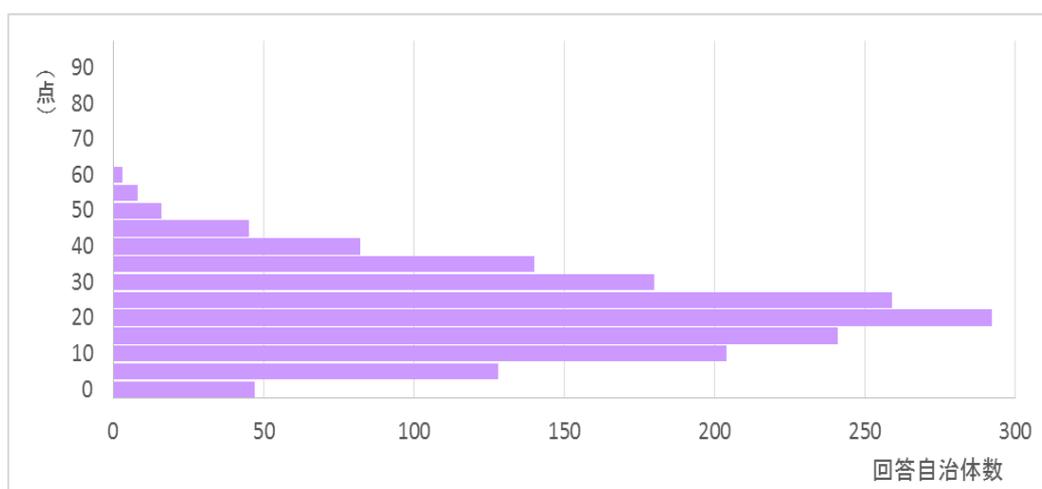


n=1,645

(参考) 市町村による生活支援体制整備の取組状況

- 総合事業及び生活支援体制整備事業に関する市町村の取組状況を確認するため、平成29年10月時点の取組実施数(※)をスコア化したところ、市町村間のスコアにばらつきがみられた。

図表 2-18 市町村の取組状況(取組スコア※の分布)



※ 取組スコアの項目については、図表 2-22 「市町村の取組スコアの算定方法」を参照。

図表 2-19 取組スコアの主な取組別実施状況

① 市町村のうち、50%以上が取り組んでいる主な取組

		主な取組	市町村数	実施率
I	地域のニーズや課題の把握等のための取組	日常生活圏域ニーズ調査を通じたニーズや課題の把握	1,126	68.4%
		地域ケア会議を通じたニーズや課題の把握	1,057	64.3%
II	生活支援コーディネーター等への活動支援	生活支援コーディネーターへの相談対応	934	56.8%
		生活支援コーディネーターを対象として都道府県等が実施する研修等への参加の支援	878	53.4%
III	担い手の確保のための取組	—	—	—
IV	介護予防ケアマネジメントの質の向上のための取組	地域ケア会議(個別ケース検討)の活用	1,001	60.9%
		研修や事業者連絡会等の開催	937	57.0%

② 市町村のうち、25%以上 50%未満が取り組んでいる主な取組

		主な取組	市町村数	実施率
I	地域のニーズや課題の把握等のための取組	市町村における地域資源リスト・マップ等の作成	590	35.9%
		ワークショップや座談会等の開催	507	30.8%
II	生活支援コーディネーター等への活動支援	活動方針や内容の提示	692	42.1%
		地域ケア会議への参加支援	603	36.7%
III	担い手の確保のための取組	多様なサービスの担い手の確保のための具体的な取組内容の設定	435	26.4%
		高齢者の活躍の場づくりの施策との連携	513	31.2%
IV	介護予防ケアマネジメントの質の向上のための取組	介護予防ケアマネジメント対象者の状態像の分析による施策改善の取組	535	32.5%
		インフォーマルサービスのリストやマップ等の整理及び提供	458	27.8%

③ 市町村のうち、25%未満が取り組んでいる主な取組

		主な取組	市町村数	実施率
I	地域のニーズや課題の把握等のための取組	活動団体や事業者等へのヒアリング調査	342	20.8%
		住民へのヒアリング調査	291	17.7%
II	生活支援コーディネーター等への活動支援	圏域ごとの地域課題・地域資源等の協議体への情報提供	310	18.8%
		協議体への先進事例の情報提供	317	19.3%
III	担い手の確保のための取組	地域団体や地縁組織への協力依頼	330	20.1%
		情報交換会や発表会の開催	201	12.2%
IV	介護予防ケアマネジメントの質の向上のための取組	マニュアルや手引き等の作成	329	20.0%
		介護予防手帳の活用	145	8.8%

- 市町村による生活支援体制整備に関する取組スコア※1が高いほど、生活支援コーディネーターや協議体に取り組んでいる活動※2が多かった。
- たとえば、市町村における生活支援体制整備に関する取組項目（生活支援コーディネーターに対する相談対応の実施、地域ケア会議への参加支援等）をスコア化した点数が12～24点の場合、生活支援コーディネーターの住民の意識調査やニーズの把握等の活動の数は平均で4.9となっている。

図表 2-20 市町村の取組と生活支援コーディネーター・協議体の活動状況の関係

		生活支援コーディネーターの取組活動数	協議体の取組活動数
生活支援体制整備プロセス 得点 (24点満点)	回答件数		
0～2点	478	0.5	0.4
3～7点	426	3.0	1.5
8～11点	389	4.0	2.0
12～24点	352	4.9	3.2
相関係数 (p < .001)		0.69	0.54

※1 図 2-21 「市町村の取組スコアの算定方法」の生活支援体制整備に関する取組を参照。

※2 生活支援コーディネーターや協議体の活動

- ・住民の意識調査
- ・担い手の養成
- ・ニーズの把握
- ・関係者間の情報共有
- ・社会資源の把握
- ・サービス提供主体間の連携の体制づくり
- ・社会資源の創出
- ・支援ニーズとサービスのマッチング

図表 2-21 市町村の取組スコアの算出方法

I 地域課題把握プロセススコア(17点満点)	
(関係者間における意識の共有のための取組) 計5点	
1	地域の住民や関係者を対象としたフォーラム、説明会、出前講座等の実施(1点)
2	地域の住民や関係者を対象とした、高齢化の状況等のデータや地域資源等の周知(1点)
3	地域の住民や関係者を対象とした意見交換の場の開催(1点)
4	地域の住民や関係機関を対象とした地域づくり等に関するアンケートやヒアリングの実施(1点)
5	上記以外の取組の実施(1点)
(地域のニーズや課題の把握のための取組) 計12点	

6	研究会の立ち上げ(1点)
7	日常生活圏域ニーズ調査の活用(1点)
8	住民へのアンケート調査の実施(1点)
9	住民へのヒアリング調査の実施(1点)
10	ワークショップ・座談会等の開催(1点)
11	活動団体や事業者等へのアンケート調査の実施(1点)
12	活動団体や事業者等へのヒアリング調査の実施(1点)
13	地域ケア会議の活用(1点)
14	地域資源リスト・マップ等の作成(1点)
15	各種統計資料からの分析(1点)
16	行政庁内部署からの情報収集や連携による調査等の実施(1点)
17	上記以外の取組の実施(1点)
II 生活支援体制整備プロセススコア(24点満点)	
18	第1層コーディネーターの配置の有無(1点)
19	生活支援コーディネーターに対する相談対応の実施(1点)
20	生活支援コーディネーターに対する市区町村で把握している地域のニーズや資源等に関する情報の提供(1点)
21	生活支援コーディネーターに対する他市区町村における生活支援コーディネーターの活動情報や先進事例の提供(1点)
22	生活支援コーディネーターに対する地域の関係者との関係構築支援(地域の関係者への説明や同行等)(1点)
23	生活支援コーディネーターの地域ケア会議への参加支援(1点)
24	生活支援コーディネーターに対する活動方針や内容の提示(1点)
25	生活支援コーディネーターの活動計画の点検(1点)
26	生活支援コーディネーターの活動の評価(1点)
27	生活支援コーディネーターを対象として市町村が開催する研修や情報交換会への参加支援(1点)
28	生活支援コーディネーターを対象として都道府県等が開催する研修や情報交換会への参加支援(1点)
29	生活支援コーディネーターの活動支援に関する上記以外の取組の実施(1点)
30	第1層協議体の設置の有無(1点)
31	協議体に関する保険者の方針の策定と共有(1点)
32	協議体の運営方法の策定と共有(1点)
33	協議体の活動計画の点検(1点)
34	圏域ごとの地域課題・地域資源等の協議体への情報提供(日常生活圏域ニーズ調査など)(1点)
35	協議体への情報の見える化のためのツール(地域資源リストや地域課題を整理した表など)の開発や提供(1点)
36	協議体への先進事例の情報提供(1点)
37	協議体と地域ケア会議との連携のための支援(1点)
38	協議体の活動の評価(1点)
39	協議体の構成員に対する情報共有や研修の場の設置(1点)
40	協議体の運営主体(事務局)との定期的な情報交換(1点)
41	協議体の活動支援に関する上記以外の取組の実施(1点)

Ⅲ総合事業推進プロセススコア(51点満点)	
42	総合事業の必要見込み量設定のための情報収集の実施(1点)
43	総合事業のサービス別見込み量設定(立てている 1点、立てる予定あり 0.5点、立てる予定なし 0点)
44	多様なサービスの担い手に関する必要見込みの算出(1点)
45	多様なサービスの担い手の確保のための具体的な取組の設定(1点)
46	多様なサービスの担い手の確保のための若年を含む認知症患者の活動の場づくりに関する施策との連携(1点)
47	多様なサービスの担い手の確保のための生活困窮者の中間的就労の場づくりに関する施策との連携(1点)
48	多様なサービスの担い手の確保のための障害者福祉サービスの就労継続支援サービスの活動プログラムの検討取組との連携(1点)
49	多様なサービスの担い手の確保のための都道府県等が行う介護人材確保施策との連携(1点)
50	多様なサービスの担い手の確保のための担い手となる身体能力等のある高齢者の活躍の場づくりの施策との連携(1点)
51	多様なサービスの担い手の確保のための上記以外の他施策連携の取組(1点)
52	多様なサービスの担い手の確保のためのパンフレットやチラシの配布(1点)
53	多様なサービスの担い手の確保のための講演・セミナーの実施(1点)
54	多様なサービスの担い手の確保のための地域団体や地縁組織への協力依頼(1点)
55	生活支援コーディネーター、協議体による多様なサービスの担い手確保のための取組の実施(1点)
56	多様なサービスの担い手の確保のためのボランティアポイント等の実施(1点)
57	多様なサービスの担い手の確保のための情報交換会や発表会の開催(1点)
58	多様なサービスの担い手の確保のための上記以外の取組の実施(1点)
59	訪問型サービスAのボランティア研修を実施(1点)
60	訪問型サービスBのボランティア研修を実施(1点)
61	訪問型サービスCのボランティア研修を実施(1点)
62	訪問型サービスDのボランティア研修を実施(1点)
63	通所型サービスAのボランティア研修を実施(1点)
64	通所型サービスBのボランティア研修を実施(1点)
65	通所型サービスCのボランティア研修を実施(1点)
66	生活支援サービスのボランティア研修を実施(1点)
67	一般介護予防事業の住民主体の通いの場のボランティア研修を実施(1点)
68	介護予防ケアマネジメントの質の向上のための地域ケア会議(個別ケース検討)の活用(1点)
69	介護予防ケアマネジメントの質の向上のための市町村等における定期的なプランの内容の点検(1点)
70	介護予防ケアマネジメントの質の向上のための研修や事業者連絡会等の実施(1点)
71	介護予防ケアマネジメントの質の向上のためのインフォーマルサービスのリストやマップ等の整理及び提供(1点)
72	介護予防ケアマネジメントの質の向上のためのマニュアル・手引き等の作成(1点)
73	介護予防ケアマネジメントの質の向上のための上記以外の取組(1点)
74	介護予防ケアマネジメントに関する研修への事業所(地域包括支援センター)の参加の有無(1点)
75	介護予防ケアマネジメントに関する研修への事業所(居宅介護支援事業所)の参加の有無(1点)
76	介護予防ケアマネジメントに関する研修への事業所(上記以外の事業所)の参加の有無(1点)

77	介護予防ケアマネジメントの取扱方針の設定(1点)
78	介護予防ケアマネジメント対象者の状態像の分析による施策改善の取組の実施(1点)
79	利用者による事業の利用中止や事前連絡のない欠席などの場合に、サービス実施主体より地域包括支援センターに連絡が入る体制の構築(1点)
80	定期的な専門職(地域包括支援センター職員)による巡回を通じた利用者の参加状況や状態の変化の確認(1点)
81	定期的な専門職(地域包括支援センター職員以外の保健医療福祉に関する職員)による巡回を通じた利用者の参加状況や状態の変化の確認(1点)
82	サービス実施主体による出席簿等の作成と毎月の地域包括支援センターへの報告(1点)
83	利用者の状況把握に関する上記以外の取組の実施(1点)
84	介護予防ケアマネジメントにおける興味・関心チェックシートの活用(1点)
85	介護予防ケアマネジメントにおける介護予防手帳の活用(1点)
86	介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント・地域ケア個別会議総合記録票の活用(1点)
87	介護予防ケアマネジメントにおける課題整理総括表の活用(1点)
88	介護予防ケアマネジメントにおける介護予防支援・サービス評価表の活用(1点)
89	介護予防ケアマネジメントにおけるサービス事業対象者の医療情報記載様式の活用(1点)
90	介護予防ケアマネジメントにおける上記以外のツールの活用(1点)
91	総合事業の実施状況に関する点検・評価及び第三者が集まる場における議論の実施(議論まで行っている1点、点検のみ行っている0.5点、いずれもしていない0点)
92	総合事業の費用と重度化防止度合いによる事業評価の実施(1点)

(4) 総合事業の実施状況を踏まえて考えられる対応

- 総合事業及び生活支援体制整備事業に関する市町村の取組状況にはばらつきが見られた。
- 今後、市町村の取組を推進するに当たり、調査を通じて明らかとなった市町村の個別課題を捉えたきめ細やかな対応が必要と考えられる。

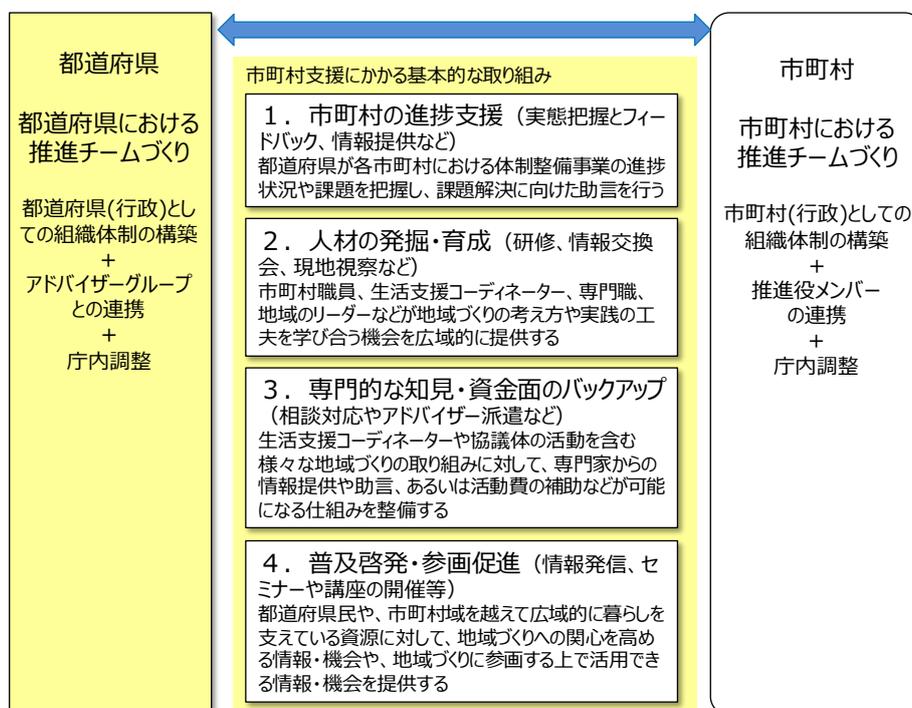
- 具体的な例としては、以下の個別課題が挙げられる。
 - ① 関係者間での意識共有に係る取組（地域住民や関係者との意見交換、生活支援体制整備事業担当者と総合事業担当との連携、地域づくりに向けた庁内関係部署（産業部門、市民生活部門等）との連携）
 - ② 地域ニーズ・課題の多角的な把握による地域分析（日常生活圏域ニーズ調査、住民ヒアリング、生活支援コーディネーターや協議体を通じたニーズ把握、地域ケア会議との連携、地域特性の分析等）
 - ③ 生活支援体制整備事業の更なる推進（市町村による生活支援コーディネーターへの支援による活動促進、協議体構成員の工夫、地域ケア会議や他の会議体との連携等）
 - ④ 多様な主体、担い手の確保の取組（啓発活動、地域団体への協力依頼、情報交換会や発表会等の工夫、研修や高齢者の活躍の場づくり、地域運営組織、生活困窮者支援施策、障害福祉施策等との連携）
 - ⑤ 総合事業のPDCA管理（事業者との協議、サービス見込量設定のための情報収集、介護予防ケアマネジメント対象者の状態像分析、適切なケアマネジメントの実施、サービス利用者の状態変化把握）

- こうした課題を踏まえて、今後の推進策を検討するに当たっては、これまでの推進策に加えて、取組が進んでいない市町村及びその課題に着目することも重要である。例えば、当該市町村に対し、都道府県や厚生労働省が集中的に支援を行い、課題を解消していくプロセスを通じて、そのノウハウを構築し、全国へ横展開を図る等の方策を検討することが考えられる。
 - ※ 先行事例の紹介はあくまでも個別事例の紹介であり、地域ごとにそれぞれの特性（大都市、郊外、中山間地域、大型団地地域等）や資源の有無等が異なる。そのため、国では地域の特性を踏まえたノウハウを具体化し、都道府県や市町村では個別の地域特性を踏まえた推進策を検討し、実行することが重要である。

図表 2-22 (参考) 都道府県と厚生労働省が取り組むべき市町村への支援

主体	取り組むべき支援
都道府県	市町村への広域的支援の観点から、各市町村への訪問やデータを通じた進捗状況の把握・分析を行い、情報や分析支援ツールの提供、事例の共有、地域分析や地域マネジメントに係る市町村職員向け研修、アドバイザーの派遣や生活支援コーディネーターの情報共有機会の提供などを通じて、取組が遅れている市町村等への支援を行う。
厚生労働省	市町村の課題を踏まえた対応ノウハウ等をまとめた支援ツールの提供や、地域分析や地域マネジメントに係る自治体職員向け研修の検討を行う。 また、総合事業等の進捗状況について把握・分析・評価を行い、課題に応じた市町村への支援策等を実施する。

図表 2-23 (参考) 都道府県域における地域支えあい・生活支援の推進の全体像



出典) 平成 29 年度老人保健健康増進等事業「生活支援コーディネーター・協議体の効果的な活動のための研修プログラムの開発に関する調査研究事業」報告書

參考資料

1. アンケート調査票

(1) 市町村担当者向け調査票(様式1)

平成29年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
 「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」
介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査
市区町村ご担当者向け調査票

- 以下の各設問について、 **ブルーの回答欄** にそれぞれ回答をご記入ください。
- 回答や手続き等にあたりご不明な点がある場合は、調査要綱を参照して下さい。

回答者情報

回答者基礎情報

1 全国地方公共団体コード (6桁) ※参照URL: <http://www.soumu.go.jp/denshiiti/code.html>

2 市区町村名

3 ご担当者名

4 連絡先 (Eメールアドレス)

5 連絡先 (電話番号) 例) 0123-45-6789

※ 個人情報をご回答に係る問い合わせのみに使用いたします。
 ※ 個人情報の取り扱いに係る詳細は、調査要綱の「5. 個人情報の取り扱いについて」をご参照ください。

事業者向け調査に係る質問

6 貴自治体には、本調査 (市区町村向け調査) とは別途、圏域内の事業者 (訪問型サービスA、通所型サービスA) に調査票を配布いただくよう依頼しています。各市区町村における調査母数を把握させていただきため、事業者向け調査票の配布先総数を以下に記入してください。

訪問型 箇所

通所型 箇所

基礎情報

総合事業移行時期

1 総合事業への移行時期をご記入下さい。
 平成 () 年 () 月

生活支援体制整備事業開始時期

2 生活支援体制整備事業の開始 (予定) 時期をご記入ください。 ※条例等で定める開始 (予定) の時期をご記入下さい。
 平成 () 年 () 月

地域特性

3 貴市区町村の統計値を記載してください。(年度末または該年度における最新データを記載してください)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人
65歳以上人口	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人
75歳以上人口	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人
市区町村の面積	(<input type="text"/>) km ²		

4 貴市区町村が総合事業に移行した年月を基点として、①移行前月時点の状況、②移行1年後の同月時点の状況を記載してください。
 平成27年6月以前に移行した自治体は、③移行2年後の同月時点の状況も記載してください。
 ※多様なサービスの開始時期に関わらず、総合事業へ移行した月を移行月として下さい。

※右記の年月日は設問1の回答を元に自動で計算されます	①移行前月 (平成年-1月時点)	②移行1年後の同月 (平成1年月時点)	※平成27年6月以前に移行した市区町村のみ ③移行2年後の同月 (平成2年月時点)
第1号被保険者数	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人
要支援2 人数	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人
要支援1 人数	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人
介護予防ケアマネジメントを受けている チェックリスト該当者数	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人
日常生活圏域数	(<input type="text"/>) カ所	(<input type="text"/>) カ所	(<input type="text"/>) カ所

総合事業・生活支援体制整備事業の事務に従事する市区町村職員数

5 総合事業 (介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業) ・生活支援体制整備事業の事務に従事する市区町村職員数をご記入ください。(平成29年6月1日現在)

		総合事業	生活支援体制整備事業
専任職員	正規職員	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人
	非正規職員 (臨時職員・嘱託職員等)	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人
兼任職員	正規職員	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人
	非正規職員 (臨時職員・嘱託職員等)	(<input type="text"/>) 人	(<input type="text"/>) 人

I 地域課題・資源の抽出と共有（プロセス）

規範的統合に向けた取組

- I 1 規範的統合（地域づくりにおける関係者間での意識の共有）に向けて取り組んでいる事項について、当てはまるものを全てに☑をつけてください。
- 1 地域の住民や関係者を対象としたフォーラム、説明会、出前講座等の実施
 - 2 地域の住民や関係者を対象とした、高齢化の状況等のデータや地域資源等の周知
 - 3 地域の住民や関係者を対象とした意見交換の場の開催
 - 4 地域の住民や関係機関を対象とした地域づくり等に関するアンケートやヒアリングの実施
 - 5 その他（ ）

住民の生活支援ニーズや地域課題及び資源を把握する取組

- I 2 どのような方法で要支援者等の生活支援ニーズや地域課題及び資源を把握していますか。当てはまるものを全てに☑をつけてください。
（生活支援体制整備事業以外で実施している取組も含まれます。）
- 1 研究会の立ち上げ
 - 2 日常生活圏域ニーズ調査
 - 3 住民へのアンケート調査
 - 4 住民へのヒアリング調査
 - 5 ワークショップ・座談会等
 - 6 活動団体や事業者等へのアンケート調査
 - 7 活動団体や事業者等へのヒアリング調査
 - 8 地域ケア会議の活用
 - 9 地域資源リスト・マップ等の作成
 - 10 各種統計資料からの分析
 - 11 行政内部部署からの情報提供、連携した調査等の実施
 - 12 その他（ ）

- I 3 (9を選択した場合) 把握している介護予防・生活支援サービス以外の地域資源について、直近1年間で把握している箇所数があればご記入ください。

通いの場 ※1	() 箇所
居宅への訪問による支えあい活動 ※2	() 箇所

※1平成27年度「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査」（厚生労働省老健局老人保健課にて実施）で回答している場合はその数をご記入下さい

※2 地域のボランティアによるゴミ出し等

地域課題

- I 4 上記のような取組から抽出された地域の優先課題は何ですか。具体的にご回答ください。（自由記述）

II 生活支援体制整備事業の推進（プロセス）

生活支援コーディネーターの配置

- II 1 ①第1層（市区町村区域）に生活支援コーディネーターを配置していますか。
- 配置している
○ 配置していない
- II 2 ②第2層（日常生活圏域等の任意の圏域）における生活支援コーディネーターの配置状況をご記入下さい。

第2層圏域数	() 箇所
※第1層が第2層を兼ねている場合は記載不要	
配置人数	() 人

生活支援コーディネーターの所属先

- II 3 第1層・第2層それぞれの生活支援コーディネーターの所属先についてご記入ください。

	第1層	第2層
直営の地域包括支援センター	() 人	() 人
委託の地域包括支援センター（社協が運営）	() 人	() 人
委託の地域包括支援センター（社協以外が運営）	() 人	() 人
社会福祉協議会（地域包括支援センターを運営していない）	() 人	() 人
社会福祉法人（社協を除く）	() 人	() 人
NPO・ボランティア団体	() 人	() 人
市区町村職員（事業担当）	() 人	() 人
市区町村職員（事業以外担当）	() 人	() 人
地域住民等の個人	() 人	() 人
その他（ ）	() 人	() 人

生活支援コーディネーターの兼務状況及び兼務する業務内容

- II 4 第1層・第2層それぞれの生活支援コーディネーターの兼務状況についてご記入ください。

	第1層	第2層
専任	() 人	() 人
兼務	() 人	() 人

- II 5 兼務している生活支援コーディネーターが兼務する業務についてご記入ください。

	第1層	第2層
地域包括支援センター職員としての業務 （総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、 介護予防ケアマネジメント）	() 人	() 人
一般介護予防事業に関する業務 （介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等）	() 人	() 人
在宅・医療介護連携推進事業に関する業務	() 人	() 人
認知症初期集中支援事業に関する業務（認知症初期集中チーム員等）	() 人	() 人
認知症地域支援・ケア向上事業に関する業務（認知症地域支援推進員等）	() 人	() 人
民生委員・児童委員	() 人	() 人
社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー	() 人	() 人
市町村本庁の業務	() 人	() 人
介護相談員	() 人	() 人
その他（ ）	() 人	() 人

生活支援コーディネーターへの活動支援

II 6 市区町村が生活支援コーディネーターに対して行っている支援に当てはまるものを全てに☑をつけてください。

	第1層	第2層
生活支援コーディネーターからの相談の受付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市区町村で把握している地域のニーズや資源等に関する情報の提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他市区町村における生活支援コーディネーターの活動情報や先進事例の提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の関係者への説明（同行等の支援を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域ケア会議への参加の支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
活動方針・内容の提示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生活支援コーディネーターの活動計画の点検	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生活支援コーディネーターの活動の評価	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市区町村が開催する研修や情報交換会への参加の支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
都道府県等が開催する研修や情報交換会への参加の支援（推薦等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

II 7 6でその他に「はい」と回答いただいた場合、その内容を具体的に回答下さい。（自由記述）

協議体の設置

II 8 ①第1層（市区町村区域）に協議体を設置していますか。

- 1 設置している
2 設置していない

II 9 ②第2層（日常生活圏域等の任意の圏域）における協議体の設置状況をご記入下さい。

第2層圏域数 ※第1層が第2層を兼ねている場合は記載不要	()	カ所
設置状況	()	カ所

II 10 ③第1層、第2層以外の圏域で協議体を設置している場合は、どのような圏域で何箇所設置しているかご回答ください。

- 1 設置している → 圏域の考え方 () 設置数 () カ所
2 設置していない

協議体構成員の所属先

II 11 第1層・第2層それぞれの協議体の構成団体について、当てはまるものを全て選んでください。

	第1層	第2層
市区町村職員（事業担当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市区町村職員（事業以外介護保険担当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市区町村職員（事業以外障害者施策担当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市区町村職員（事業以外生活困窮者施策担当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市区町村職員（事業以外児童施策担当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域包括支援センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市区町村社会福祉協議会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地区（校区）社会福祉協議会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地縁団体（自治会や町内会等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
NPO・ボランティア団体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
民生委員・児童委員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
老人クラブ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
専門職団体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
シルバー人材センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
協同組合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護サービス事業者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
医療機関	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
学識経験者（大学教授等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
警察・消防	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
企業・商店	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
高齢者の代表（公募を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他個人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
未定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

協議体運営主体

II 12 第1層・第2層それぞれの協議体の事務局の運営主体について、当てはまるものを全て選んでください。

	第1層	第2層
市区町村	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
直営の地域包括支援センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
委託の地域包括支援センター（社協が運営）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
委託の地域包括支援センター（社協以外が運営）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社会福祉協議会（地域包括支援センターを運営していない）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社会福祉法人（社協を除く）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
NPO・ボランティア団体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
未定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

協議体と他の会議の同時開催

- II 13 協議体を他の会議と同日開催して行っていますか。
 1 はい
 2 いいえ
- 14 はいを選択した場合、何の会議と同日開催ですか。当てはまるものを全て選んでください。
 1 地域包括支援センター運営協議会
 2 市町村介護保険事業計画作成委員会
 3 地方ケア会議
 4 障害者施策における（自立支援）協議会
 5 まちづくりに関する委員会等
 6 その他（ ）

協議体の活動支援

- II 15 協議体を機能させるための支援として行っていることは何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

【第1層（市区町村区域）】

- 1 保険者の方針の策定と共有
 2 協議体運営方法の策定と共有
 3 各協議体の活動計画の点検
 4 圏域ごとの地域課題・地域資源等の情報提供（日常圏域コース調査など）
 5 情報の見える化のためのツール(地域資源リストや地域課題を整理した表など)の開発や提供
 6 先進事例の共有
 7 地域ケア会議との連携
 8 協議体の活動の評価
 9 構成員に対する情報共有や研修の場の設置
 10 運営主体（事務局）との定期的な情報交換
 11 その他

- ▶ (4を選択した場合)具体的な取組を記載してください()
 ▶ (5を選択した場合)具体的な取組を記載してください()
 ▶ (9を選択した場合)具体的な取組を記載してください()
 ▶ (11を選択した場合)具体的な取組を記載してください()

【第2層（日常生活圏域等の任意の圏域）】

- 1 保険者の方針の策定と共有
 2 協議体運営方法の策定と共有
 3 各協議体の活動計画の点検
 4 圏域ごとの地域課題・地域資源等の情報提供（日常圏域コース調査など）
 5 情報の見える化のためのツール(地域資源リストや地域課題を整理した表など)の開発や提供
 6 先進事例の共有
 7 地域ケア会議との連携
 8 協議体の活動の評価
 9 構成員に対する情報共有や研修の場の設置
 10 運営主体（事務局）との定期的な情報交換
 11 その他

- ▶ (4を選択した場合)具体的な取組を記載してください()
 ▶ (5を選択した場合)具体的な取組を記載してください()
 ▶ (9を選択した場合)具体的な取組を記載してください()
 ▶ (11を選択した場合)具体的な取組を記載してください()

III 生活支援体制整備事業の推進（アウトプット）

生活支援コーディネーターの活動状況

- III 1 生活支援コーディネーターの活動状況について、取組中又は取組済みとして当てはまるものを全て選んでください。

	第1層	第2層
住民の意識調査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ニーズの把握	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社会資源の把握	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社会資源の創出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
担い手の養成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
関係者間の情報共有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供主体間の連携の体制づくり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
支援ニーズとサービスのマッチング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

生活支援コーディネーターの活動における課題

- III 2 生活支援コーディネーターの活動における課題は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

	第1層	第2層
住民の意識把握	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ニーズの把握	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社会資源の把握	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社会資源の創出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
担い手の養成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
関係者間の情報共有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供主体間の連携の体制づくり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
支援ニーズとサービスのマッチング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生活支援コーディネーターの業務目的・内容の明確化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生活支援コーディネーターの育成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生活支援コーディネーター間の情報や事例の共有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
関係機関の協力獲得	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
予算の確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

協議体の活動状況

III 3 平成28年度、協議体（準備会等含む）の構成員が集まる場を全部で何回開催しましたか。全協議体における合計回数をお答え下さい。

第1層	() 回
第2層	() 回

III 4 協議体の活動状況について、当てはまるものを全て選んでください。

	第1層	第2層
住民の意識調査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ニーズの把握	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社会資源の把握	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社会資源の創出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
担い手の養成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
関係者間の情報共有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供主体間の連携の体制づくり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
支援ニーズとサービスのマッチング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

生活支援体制整備事業によって創出されたサービス

III 5 生活支援体制整備事業によって新たに創出された生活支援サービスや高齢者の社会参加の場について、

①箇所数を把握していますか。

創出された生活支援サービス	() 箇所
高齢者の社会参加の場	() 箇所

②はいと答えた方は、平成29年6月1日現在の箇所数をご記入下さい。

創出された生活支援サービス	() 箇所
高齢者の社会参加の場	() 箇所

※対象は、地域支援事業に限定しません

※対象は、地域支援事業に限定しません

IV 総合事業の推進（プロセス）

制度設計

目標設定

IV 1 多様なサービスの必要見込み量に関する目標を立てるために、地域のニーズに関する調査の実施、資源の把握、関係者との協議等による情報収集を行っていますか。

- はい
- いいえ

サービスの必要見込み量または目標の設定

IV 2 サービス別の見込み量または目標を立てていますか。

- 立てている
- 立てていないが、立てる予定である
- 立てていないし、立てる予定もない

サービス単価と利用者負担割合（従前相当、訪問・通所A）

IV 3 次の各サービスごとに該当する基本単価について、「国が定める単価」(※)における基本単価に対し、設定された単価の水準に☑を付けてください。

※（補足）国が定める単価については、地域支援事業実施要綱別添1を参照して下さい。

例：基準を緩和した訪問サービスで、1月につき、週1回程度の訪問の場合の基本単価を1,100単位としていた場合、

1,100単位 / 1,168単位（国が定める単価）= 94%なので、「10割未満9割以上」となります。

	10割	10割未満 9割以上	9割未満8 割以上	8割未満7 割以上	7割未満6 割以上	6割未満	実施なし	その他 ()
従前相当サービス（訪問型サービス）	<input type="radio"/>							
従前相当サービス（通所型サービス）	<input type="radio"/>							
緩和型サービス（サービスA）（訪問型サービス）	<input type="radio"/>							
緩和型サービス（サービスA）（通所型サービス）	<input type="radio"/>							

IV 4 総合事業の利用者負担割合について、該当するものを選択してください。

	介護給付 の負担割 合 (原則1割、 一定以上所 得者は2割) と同様	一律1割	一律2割	一律3割	定額負担	利用者負 担なし	実施なし	その他 ()
従前相当サービス（訪問型サービス）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
従前相当サービス（通所型サービス）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
緩和型サービス（サービスA）（訪問型サービス）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
緩和型サービス（サービスA）（通所型サービス）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

単価設定に当たっての対応

- IV 5 サービスAの単価設定の根拠について、当てはまる項目すべてに☑を付けてください。
 ※ サービスAについて、「国が定める単価」を下回っている単価設定を行っている市区町村のみ回答してください。

	訪問	通所
サービス内容を踏まえて市区町村内で検討を行い設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保険外の類似サービスを参考に設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
旧二次予防事業など、元の事業の事業費水準から設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業者の収支差影響のシミュレーションから設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
他の市区町村の定めた単価から設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「その他」の内容を記載してください。

- IV 6 サービスAの単価設定のプロセスについて、当てはまる項目すべてに☑を付けてください。
 ※ サービスAについて、「国が定める単価」を下回っている単価設定を行っている自治体のみ回答してください。

	訪問	通所
事業所との協議を実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業所に対するアンケートを実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
必要となるサービスの需要量に関する見積もりを実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
協議体やその他検討会など、第三者の協議の場において検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業者等に対する説明会の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
パブリックコメントの実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議会における審議	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
設定した単価の検証予定の検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護専門職以外の担い手の確保に関する見通しの検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「その他」の内容を記載してください。

多様なサービスの担い手の確保と育成

担い手確保

- IV 7 担い手に関する必要見込みを立てていますか。
 はい
 いいえ
- IV 8 担い手の確保に対する具体的な取組を定めていますか。
 はい
 いいえ
- IV 9 担い手の確保のため、他政策と連携しているものはありますか。当てはまるものを全て選んでください。
 1 若年を含む認知症患者の活動の場づくり
 2 生活困窮者の中間的就労の場づくり
 3 障害者福祉サービスの就労継続支援サービスの活動プログラムの検討
 4 都道府県等が行う介護人材確保施策
 5 担い手となる身体能力等のある高齢者の活躍の場づくり
 6 その他 ()
- IV 10 担い手確保のための啓発活動等の取り組みを行っていますか。当てはまるものを全て選んでください。
 1 パンフレットやチラシの配布
 2 講演・セミナー
 3 地域団体や地縁組織への協力依頼
 4 生活支援コーディネーター、協議体による担い手確保
 5 ボランティアポイント等
 6 情報交換会や発表会の開催
 7 その他 ()

ボランティア等多様な担い手に関する研修の実施状況（研修実施有無、時間数、研修修了者数）

- IV 11 サービス別に、ボランティア研修の有無と、「有」の場合は平成28年度の研修の時間数、研修修了者数を記載してください。 ※都道府県実施や合同実施の研修を含みます。

	研修の有無	研修時間数	研修修了者数
訪問サービスA		() 時間	() 人
訪問サービスB		() 時間	() 人
訪問サービスC		() 時間	() 人
訪問サービスD		() 時間	() 人
通所サービスA		() 時間	() 人
通所サービスB		() 時間	() 人
通所サービスC		() 時間	() 人
その他生活支援サービス		() 時間	() 人
一般介護予防事業		() 時間	() 人

介護予防ケアマネジメントの推進

介護予防ケアマネジメント支援への取組内容

- IV 12 介護予防ケアマネジメントの適切な実施のために取り組んでいること全てに☑をつけてください。

- 1 個別ケースを検討する地域ケア会議の活用
 2 市区町村等における定期的なプランの内容の点検
 3 研修や会議・事業者連絡会の実施
 4 インフォーマルサービスのリストやマップ等の整理及び提供
 5 マニュアル・手引き等の作成
 6 その他 ()
 7 検討中

介護予防ケアマネジメントの研修・勉強会、会議や連絡会（実施の有無、対象者数）

IV 13 介護予防ケアマネジメントの研修・勉強会について、平成28年度の対象事業所数と参加事業所数を記載してください。（代表者が受講している事業所も含む）

	対象事業所数	参加事業所数
地域包括支援センター	() カ所	() カ所
居宅介護支援事業所	() カ所	() カ所
その他	() カ所	() カ所

介護予防ケアマネジメントの評価

IV 14 介護予防ケアマネジメントを実施する際の市町村としての取扱方針（※介護予防ケアマネジメントA・B・Cの適用の取扱等）を設定していますか。

- はい
 いいえ

IV 15 介護予防ケアマネジメント対象者の状態像を分析して施策改善につなげていますか。

- はい
 いいえ

利用者の状況変化を把握する仕組み・体制

IV 16 利用者の状況の変化を把握する仕組みとして行っている対応全てに☑をつけてください。

- 1 利用中止や事前連絡のない欠席などの場合に、サービス実施主体より地域包括支援センターに連絡が入るように体制を作っている
- 2 定期的に専門職（地域包括支援センター職員）が活動の場等を巡回し、参加状況や状態の変化を確認する
- 3 定期的に専門職（地域包括支援センター以外の保健医療福祉に関する職員）が活動の場等を巡回し、参加状況や状態の変化を確認する
- 4 サービス実施主体において、出席簿等を作成の上、毎月地域包括支援センターへ報告する
- 5 その他 ()
- 6 検討中

ツール（介護予防手帳、興味・関心チェックシートなど）の活用

IV 17 現在、介護予防ケアマネジメントのプロセスの中で、以下の様式を活用していますか。当てはまるものを全てに☑をつけてください。

- 1 興味・関心チェックシート
- 2 介護予防手帳
- 3 アセスメント地域個別ケア会議総合記録表
- 4 課題整理総括表
- 5 評価表
- 6 サービス事業対象者の医療情報記載様式
- 7 その他 ()

事業の点検

総合事業の点検・評価

IV 18 総合事業移行後の、事業の点検・評価を行い、第三者が集まる場において議論を行っていますか。

- 点検・評価を行い、第三者が集まる場における議論も行っている
 点検・評価は行っているが、第三者が集まる場における議論は行っていない
 点検・評価も第三者が集まる場における議論も行っていない

費用額と重症化の度合いの評価

IV 19 総合事業にかかる費用と重症化防止の度合いによる事業評価を行っていますか。

- はい
 いいえ

事故・苦情等

IV 20 平成28年度中に発生した多様なサービスにおける事故発生の件数等を担い手別に記載してください。※件数は把握している範囲で構いません。

介護専門職	() 件
介護専門職以外の労働者	() 件
有償ボランティア	() 件
無償ボランティア	() 件
市区町村職員	() 件

IV 21 担い手別に事故の主な原因に☑をつけてください。

	担い手	利用者	物損等
介護専門職	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護専門職以外の労働者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
有償ボランティア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
無償ボランティア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市区町村職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

V 総合事業の推進（アウトプット）

サービス別担い手

事業所数等

- V 1 総合事業へ移行後、以下のサービスを実施要網上、位置づけていますか。また、今後の意向を選択してください。既に位置づけている場合は、事業所数を回答してください。（平成29年6月1日現在）
- ※「地域支援事業実施要綱」「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」に準拠してお答え下さい。
 - ※1箇所の事業所等でサービスBやサービスDなど、複数のサービス提供を行っている場合は、それぞれに記載してください。
 - ※下記分類に当てはまらないものは、その他生活支援サービスに分類してください。（訪問型・通所型サービスの一体的提供など）
 - ※みなし指定分を含めてください。
 - ※市区町村内に所在する事業所数のみを記載して下さい。（隣接市区町村に所在する事業所を指定している場合は、カウントしない。）

	創設の状況と今後の意向	(創設している場合) 事業所数
【訪問型サービス】		
従前相当（旧介護予防訪問介護に相当するサービス）		() カ所
サービスA（基準を緩和したサービス）		() カ所
サービスB（住民主体によるサービス）		() カ所
サービスC（短期集中予防サービス）		() カ所
サービスD（移動支援）		() カ所
【通所型サービス】		
従前相当（旧介護予防通所介護に相当するサービス）		() カ所
サービスA（基準を緩和したサービス）		() カ所
サービスB（住民主体によるサービス）		() カ所
サービスC（短期集中予防サービス）		() カ所
【その他生活支援サービス】		
見守り		() カ所
配食		() カ所
その他 ()		() カ所
【一般介護予防事業】		
住民主体の通いの場		() カ所
※平成27年度「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）」の実施状況に関する調査にて回答している箇所数のうち、一般介護予防事業に関する数をご記入下さい		

<創設の状況と今後の意向についての選択肢>

- ・創設しており、今後は増やす方針
- ・創設しており、今後は減らす方針
- ・創設しており、今後は増減は行わない方針
- ・創設しておらず、今後は創設の方針
- ・創設しておらず、今後も創設しない方針
- ・未定
- ・検討中

- V 2 総合事業へ移行後の事業所数（実数）を記載してください。（平成29年6月1日現在）

※例えば、ある事業所が、従前相当サービスと基準緩和型サービスを実施していた場合「1」とカウントしてください。

訪問サービス	通所サービス
() カ所	() カ所

※以下設問5,6については、設問1でサービスA・B・C・Dのいずれかを実施している場合に回答してください。

従前相当以外の総合事業サービスの事業者（実施主体）の種類別数

- V 3 訪問サービス、通所サービス、その他生活支援サービス別に事業者の数を記載してください。

【訪問サービス】		訪問サービスA	訪問サービスB	訪問サービスC	訪問サービスD
介護サービス事業者以外	介護サービス事業者	カ所	カ所	カ所	カ所
	民間企業	カ所	カ所	カ所	カ所
	社会福祉協議会	カ所	カ所	カ所	カ所
	社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	カ所	カ所	カ所	カ所
	シルバー人材センター	カ所	カ所	カ所	カ所
	社団法人・財団法人（シルバー人材センターを除く）	カ所	カ所	カ所	カ所
	医療法人	カ所	カ所	カ所	カ所
	NPO法人	カ所	カ所	カ所	カ所
	協同組合	カ所	カ所	カ所	カ所
	市区町村	カ所	カ所	カ所	カ所
	任意団体（老人クラブ）	カ所	カ所	カ所	カ所
	任意団体（地縁団体）	カ所	カ所	カ所	カ所
	任意団体（老人クラブ・地縁団体以外）	カ所	カ所	カ所	カ所
	その他 ()	カ所	カ所	カ所	カ所
【通所サービス】		通所サービスA	通所サービスB	通所サービスC	
介護サービス事業者以外	介護サービス事業者	カ所	カ所	カ所	
	民間企業	カ所	カ所	カ所	
	社会福祉協議会	カ所	カ所	カ所	
	社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	カ所	カ所	カ所	
	シルバー人材センター	カ所	カ所	カ所	
	社団法人・財団法人（シルバー人材センターを除く）	カ所	カ所	カ所	
	医療法人	カ所	カ所	カ所	
	NPO法人	カ所	カ所	カ所	
	協同組合	カ所	カ所	カ所	
	市区町村	カ所	カ所	カ所	
	任意団体（老人クラブ）	カ所	カ所	カ所	
	任意団体（地縁団体）	カ所	カ所	カ所	
	任意団体（老人クラブ・地縁団体以外）	カ所	カ所	カ所	
	その他 ()	カ所	カ所	カ所	

【その他生活支援サービス】		見守り	配食	その他
介護サービス事業者以外	介護サービス事業者	カ所	カ所	カ所
	民間企業	カ所	カ所	カ所
	社会福祉協議会	カ所	カ所	カ所
	社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	カ所	カ所	カ所
	シルバー人材センター	カ所	カ所	カ所
	社団法人・財団法人（シルバー人材センターを除く）	カ所	カ所	カ所
	医療法人	カ所	カ所	カ所
	NPO法人	カ所	カ所	カ所
	協同組合	カ所	カ所	カ所
	市区町村	カ所	カ所	カ所
	任意団体（老人クラブ）	カ所	カ所	カ所
	任意団体（地縁団体）	カ所	カ所	カ所
	任意団体（老人クラブ・地縁団体以外）	カ所	カ所	カ所
その他（ ）	カ所	カ所	カ所	

従前相当以外の総合事業サービスに対する事業体別の担い手

- V 4 訪問サービス、通所サービス、その他生活支援サービス別に事業体ごとの主な担い手を記載してください。

※主な担い手が2職種以上ある場合は、実人数の多寡で判断して下さい

【訪問サービス】	訪問サービスA	訪問サービスB	訪問サービスC	訪問サービスD
介護専門職	カ所	カ所	カ所	カ所
介護専門職以外の労働者	カ所	カ所	カ所	カ所
有償ボランティア	カ所	カ所	カ所	カ所
無償ボランティア	カ所	カ所	カ所	カ所
市町村職員	カ所	カ所	カ所	カ所

【通所サービス】	通所サービスA	通所サービスB	通所サービスC
介護専門職	カ所	カ所	カ所
介護専門職以外の労働者	カ所	カ所	カ所
有償ボランティア	カ所	カ所	カ所
無償ボランティア	カ所	カ所	カ所
市町村職員	カ所	カ所	カ所

【その他生活支援サービス】	見守り	配食	その他
介護専門職	カ所	カ所	カ所
介護専門職以外の労働者	カ所	カ所	カ所
有償ボランティア	カ所	カ所	カ所
無償ボランティア	カ所	カ所	カ所
市町村職員	カ所	カ所	カ所

窓口相談件数・チェックリスト実施件数

- V 5 市区町村の窓口（地域包括支援センターの窓口なども含む）に相談に訪れた人の人数を把握していますか。

- はい
 いいえ

- V 6 (問5で「はい」を選択した場合)平成29年6月に市区町村の窓口（地域包括支援センターの窓口なども含む）に相談に訪れた人の数を記載してください。

来訪者数	実人数	延べ人数
()人	()人	()人

(問5で「はい」を選択した場合)

- V 7 平成29年6月におけるチェックリスト実施件数を記載してください。

()件

介護予防ケアマネジメントの実施件数

- V 8 平成29年6月における介護予防ケアマネジメントの類型別の件数を記載してください。(それぞれ人数を入力) ※いない場合は0を入力下さい

ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）	()件
ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）	()件
ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）	()件
その他（ ）	()件

サービス別利用者数

- V 9 総合事業の平成29年6月におけるサービス利用者数（7月審査月）を記載してください。不明な場合は「不明」、把握していない場合は「0」と記載してください。

	平成29年6月利用者数	
	実人数	延べ人数
従前相当（訪問サービス）	()人	()人
従前相当（通所サービス）	()人	()人
訪問サービスA	()人	()人
訪問サービスB	()人	()人
訪問サービスC	()人	()人
訪問サービスD	()人	()人
通所サービスA	()人	()人
通所サービスB	()人	()人
通所サービスC	()人	()人
その他生活支援サービス（見守り）	()人	()人
その他生活支援サービス（配食）	()人	()人
その他生活支援サービス（その他）	()人	()人

サービスの利用回数

V 10 移行前月時点で介護予防訪問介護・通所介護いずれかの利用しており、移行1年後の同月時点で要支援区分が不変（チェックリスト該当への移行は含む。）であり、かつ、多様なサービスを利用している利用者について、

- ① 移行前月におけるサービス利用日数（介護予防訪問介護・通所介護）と、
- ② 移行1年後同月におけるサービス利用日数（従前相当、サービスA、サービスB・サービスC）を記載してください。

平成27年6月以前に移行した自治体は、③ 移行2年後の同月におけるサービス利用日数も記載してください。

※ 調査対象が50件を超える場合には、単純無作為抽出法（方法については「参考」シートを参照のこと。）により50件まで抽出してください。

その場合、「調査対象母数」欄に、従前相当サービス、緩和型サービスにおける利用1回ごとの出来高単価の設定を行っている場合の利用者の総数を記載してください。

※ 平成28年中盤以降に移行し、②について回答ができない市区町村は回答の必要はありません。

※ 多様なサービスの開始時期に関わらず、総合事業へ移行した月を移行月として下さい。

	① 移行前月におけるサービス利用日数 （※1） （平成 年 月時点）	② 移行1年後におけるサービス利用日数 （※2） （平成 年 月時点）	③ 移行2年後におけるサービス利用日数 （平成27年6月以前に移行した自治体） （平成 年 月時点）
利用者1			
利用者2			
利用者3			
利用者4			
利用者5			
利用者6			
利用者7			
利用者8			
利用者9			
利用者10			
利用者11			
利用者12			
利用者13			
利用者14			
利用者15			
利用者16			
利用者17			
利用者18			
利用者19			
利用者20			
利用者21			
利用者22			
利用者23			
利用者24			
利用者25			
利用者26			
利用者27			
利用者28			
利用者29			
利用者30			
利用者31			
利用者32			
利用者33			
利用者34			
利用者35			
利用者36			
利用者37			
利用者38			
利用者39			
利用者40			
利用者41			
利用者42			
利用者43			
利用者44			
利用者45			
利用者46			
利用者47			
利用者48			
利用者49			
利用者50			

※1 介護予防訪問介護・通所介護
 ※2 従前相当（訪問・通所）、訪問・通所サービスA、訪問・通所サービスB、訪問・通所サービスC
 ※ 年月日は「基礎情報」設問1の回答を元に自動で計算されています

調査対象が50件を越え、抽出した場合のみ、調査対象母数・調査サンプル数を記載してください。

調査対象母数	() 人
調査サンプル数	() 人

VI 総合事業の推進（アウトカム）

利用者の状態変化

- VI 1 ①移行前月時点で介護予防訪問介護・通所介護いずれかの利用をしており、②移行1年後の同月時点で多様なサービスを利用している利用者について、
 ①移行前月と、②移行1年後の同月の状態（認定度）を記載してください。
 平成27年6月以前に移行した自治体は、③移行2年後の同月の状態も記載してください。
 ※ 調査対象が50件を超える場合には、単純無作為抽出法（方法については「参考シート」を参照のこと。）により50件まで抽出してください。
 ※ 骨折や入院等、認定に特段の影響を及ぼす事象のあったケースを除いてください。
 ※ 平成28年中盤以降に移行し、②や③について回答ができない市区町村は回答の必要はありません。
 ※多様なサービスの開始時期に関わらず、総合事業へ移行した月を移行月として下さい。

	①移行前月の状態 (平成 年 月時点)	②移行1年後の状態 (平成 年 月時点)	③移行2年後の状態 (平成27年6月以前に移行した自治体) (平成 年 月時点)
選択肢	要支援2 / 要支援1	要介護 / 要支援2 / 要支援1 / 事業対象者 / 非該当	
利用者1			
利用者2			
利用者3			
利用者4			
利用者5			
利用者6			
利用者7			
利用者8			
利用者9			
利用者10			
利用者11			
利用者12			
利用者13			
利用者14			
利用者15			
利用者16			
利用者17			
利用者18			
利用者19			
利用者20			
利用者21			
利用者22			
利用者23			
利用者24			
利用者25			
利用者26			
利用者27			
利用者28			
利用者29			
利用者30			
利用者31			
利用者32			
利用者33			
利用者34			
利用者35			
利用者36			
利用者37			
利用者38			
利用者39			
利用者40			
利用者41			
利用者42			
利用者43			
利用者44			
利用者45			
利用者46			
利用者47			
利用者48			
利用者49			
利用者50			

※ 年月日は「基礎情報」設問1の回答を元に自動で計算されます

- VI 2 設問1の調査対象が50件を越え、抽出した場合のみ、以下に回答して下さい。

調査対象母数	() 人
従前相当サービス、緩和型サービスにおける 利用1回ごとの出来高単価の設定を 行っている場合の利用者の総数	() 人
調査サンプル数	() 人

総合事業全般についての意見

- VI 3 貴市区町村における総合事業の運用に関して、抱えている課題や状況についてご記入ください。（自由記述）

生活支援体制整備事業全般についての意見

- VI 4 貴市区町村における生活支援体制整備事業の運用に関して、抱えている課題や状況についてご記入ください。（自由記述）

設問は以上です。

最後にこのエクセルのファイル名の冒頭【 】内を貴市区町村名に変更し、事務局にご返送ください。
 ご協力いただき誠にありがとうございました。

(2) 介護事業所管理者向け調査(訪問型サービス)(様式2)

平成29年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」

【訪問型サービス】介護事業所向け 介護予防・生活支援サービス提供に係る調査項目一覧

貴事業所が所在する市区町村における、多様なサービスを実施している事業所の介護事業所管理者様にご回答いただきます。

※多様なサービスとは、「基準を緩和したサービス（サービスA）」、「住民主体による支援（サービスB）」、「短期集中予防サービス（サービスC）」、「移動支援（サービスD）」のいずれか又は複数を指します。

訪問型サービスを提供している介護事業所責任者回答項目

調査項目内容は、WEBアンケートページ内と同じ内容です。
本ファイルは内容確認用にご利用いただき、WEBアンケートページにて回答を提出してください。

1. 貴事業所名をご回答ください。
2. 貴事業所が所在する市区町村名をご回答ください。
3. 貴事業所が所在する市区町村の総合事業移行時期をご回答ください。
4. 貴事業所が所在する市区町村は、総合事業に移行した後、1年以上経過していますか。
 - 1 はい
 - 2 いいえ

↑設問4で「いいえ」と回答した場合は、ここで終了です。
以下、「はい」と回答した場合に、ご回答ください。

以下、所在する市区町村が総合事業移行後1年以上経過している事業所様に伺います。

5. 設問3で回答した、総合事業へ移行した月の前月における、貴事業所の介護予防訪問介護サービスの事業収入額、事業支出額、人員数をご回答ください。

※事業収入については、利用者負担を含む介護料収入の他、行政からの委託、補助額等を含む

- ① 事業収入（円）
 - 介護予防訪問介護
- ② 事業支出（円）
 - (1) 介護予防訪問介護
 - (2) うち、人件費（給与・手当等）に係る支出
- ③ 人員数（常勤換算）
 - (1) 訪問介護員（介護福祉士含む）
 - (2) 上記以外の担い手（実従事者数）
 - ※事務員、管理者は除く
 - (3) 上記以外の担い手（必要数）
 - ※事務員、管理者は除く
 - ※必要数：本来、確保する必要があると考える数

6. 設問3で回答した、総合事業へ移行した月の1年後の同月における、貴事業所の訪問型サービスAの事業収入額、事業支出額、人員数をご回答ください。

※事業収入については、利用者負担を含む介護料収入の他、行政からの委託、補助額等を含む

- ① 事業収入（円）
 - (1) 従前の介護予防訪問介護に相当するサービス
 - (2) 訪問型サービスA
- ② 事業支出（円）
 - (1) 従前の介護予防訪問介護に相当するサービス
 - うち、人件費（給与・手当等）に係る支出
 - (2) 訪問型サービスA
 - うち、人件費（給与・手当等）に係る支出
- ③ 人員数（常勤換算）
 - 訪問型サービスA
 - (1) 訪問介護員（介護福祉士含む）
 - (2) 上記以外の担い手（実従事者数）
 - ※事務員、管理者は除く
 - 上記以外の担い手（必要数）
 - ※事務員、管理者は除く
 - ※必要数：本来、確保する必要があると考える数

7. 貴事業所が所在する市区町村において、以下に示す訪問型サービスAの基準は緩和されておりますか。また、緩和された基準に準拠※1しておりますか。該当するものを全て選択してください。

※1 「準拠」とは、市区町村が緩和した基準に貴事業所が対応したかどうかとお考えください。

例えば、訪問介護員以外に指定の研修を修了した者の従事を可とする基準緩和が行われている場合に、貴事業所における従事者に指定の研修の終了者がいれば、「1 準拠している」となり、従来の基準どおり訪問介護員のみでサービス提供を行ってれば、「2 準拠していない」になります。

※2 「人員に関する基準」：配置人員の資格、人員の配置人数等

① 資格要件（人員に関する基準※2）

1 基準は緩和されており、準拠※1している ・ 2 基準は緩和されているが、準拠※1していない ・ 3 基準は緩和されていない

② 人員数（人員に関する基準※2）

1 基準は緩和されており、準拠※1している ・ 2 基準は緩和されているが、準拠※1していない ・ 3 基準は緩和されていない

③ その他（人員に関する基準※2）

1 基準は緩和されており、準拠※1している ・ 2 基準は緩和されているが、準拠※1していない ・ 3 基準は緩和されていない

④ 設備に関する基準

1 基準は緩和されており、準拠※1している ・ 2 基準は緩和されているが、準拠※1していない ・ 3 基準は緩和されていない

⑤ 運営に関する基準

1 基準は緩和されており、準拠※1している ・ 2 基準は緩和されているが、準拠※1していない ・ 3 基準は緩和されていない

8. 以下の設問について、訪問型サービスAを新たに実施することに伴い実施したものを全て選択してください。

① 介護専門職のキャリアパスの見直し

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

② 介護専門職の配置を要介護者向けサービスにシフト

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

③ 介護専門職の給与引き下げ

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

④ 介護専門職の人員縮小

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

⑤ 基準緩和型サービス提供のための介護専門職以外の雇用

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

⑥ 介護専門職以外の雇用労働者の給与引き下げ

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

⑦ 介護専門職以外の雇用労働者の人員縮小

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

⑧ 多様なサービス提供のための新しい担い手の確保

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

⑨ 要介護者向けサービスの開始または拡充

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

⑩ 従前相当サービスの縮小または廃止

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

⑪ 公的保険外サービスの開始または拡充

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

⑫ 市区町村との単価設定に関する協議

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

⑬ 市区町村との新しい担い手の確保に関する協議

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

⑭ 市区町村との総合事業の制度設計に関する協議

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

⑮ その他（ ）

1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

調査項目は以上です。ご回答ありがとうございました。

(3) 介護事業所管理者向け調査(通所型サービス)(様式3)

平成29年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」

【通所型サービス】介護事業所向け 介護予防・生活支援サービス提供に係る調査項目一覧

貴事業所が所在する市区町村における、多様なサービスを実施している事業所の介護事業所管理者様にご回答いただきます。

※多様なサービスとは、「基準を緩和したサービス（サービスA）」、「住民主体による支援（サービスB）」、「短期集中予防サービス（サービスC）」のいずれか又は複数を含みます。

通所型サービスを提供している介護事業所責任者回答項目

1. 貴事業所名をご回答ください。
2. 貴事業所が所在する市区町村名をご回答ください。
3. 貴事業所が所在する市区町村の総合事業移行時期をご回答ください。
4. 貴事業所が所在する市区町村は、総合事業に移行した後、1年以上経過していますか。

1 はい 2 いいえ

↑設問4で「いいえ」と回答した場合は、ここで終了です。
以下、「はい」と回答した場合に、ご回答ください。

以下、所在する市区町村が総合事業移行後1年以上経過している事業所様に伺います。

5. 設問3で回答した、総合事業へ移行した月の前月における、貴事業所の介護予防通所介護サービスの事業収入額、事業支出額、人員数をご回答ください。

※事業収入については、利用者負担を含む介護料収入の他、行政からの委託、補助額等を含む

- ① 事業収入（円）
 - 介護予防通所介護
- ② 事業支出（円）
 - (1) 介護予防通所介護
 - (2) うち、人件費（給与・手当等）に係る支出
- ③ 人員数（常勤換算）
 - (1) 生活相談員
 - (2) 看護職員
 - (3) 介護職員
 - (4) 機能訓練指導員
 - (5) 上記以外の担い手（実従事者数）

※事務員、管理者は除く

上記以外の担い手（必要数）

※事務員、管理者は除く

※必要数：本来、確保する必要があると考える数

6. 設問3で回答した、総合事業へ移行した月の1年後の同月における、貴事業所の通所型サービスAの事業収入額、事業支出額、人員数をご回答ください。

※事業収入については、利用者負担を含む介護料収入の他、行政からの委託、補助額等を含む

- ① 事業収入（円）
 - (1) 従前の介護予防通所介護に相当するサービス
 - (2) 通所型サービスA
- ② 事業支出（円）
 - (1) 従前の介護予防通所介護に相当するサービス
 - うち、人件費（給与・手当等）に係る支出
 - (2) 通所型サービスA
 - うち、人件費（給与・手当等）に係る支出
- ③ 人員数（常勤換算）
 - 通所型サービスA
 - (1) 生活相談員
 - (2) 看護職員
 - (3) 介護職員
 - (4) 機能訓練指導員
 - (5) 上記以外の担い手（実従事者数）

※事務員、管理者は除く

調査項目内容は、WEBアンケートページ内と同じ内容です。
本ファイルは内容確認用にご利用いただき、WEBアンケートページにて回答を提出してください。

上記以外の担い手（必要数）

※事務員、管理者は除く

※必要数：本来、確保する必要があると考える数

7. 貴事業所が所在する市区町村において、以下に示す訪問型サービスAの基準は緩和されておりますか。また、緩和された基準に準拠※1しておりますか。該当するものを全て選択してください。

- ※1「準拠」とは、市区町村が緩和した基準に貴事業所が対応したかどうかとお考えください。
例えば、訪問介護員以外に指定の研修を修了した者の従事を可とする基準緩和が行われている場合に、貴事業所における従事者に指定の研修の終了者がいれば、「1 準拠している」となり、従来と同等の基準どおり訪問介護員のみでサービス提供を行ってれば、「2 準拠していない」になります。

※2「人員に関する基準」：配置人員の資格、人員の配置人数等

- ① 資格要件（人員に関する基準※2）
1 基準は緩和されており、準拠※1している ・ 2 基準は緩和されているが、準拠※1していない ・ 3 基準は緩和されていない
- ② 人員数（人員に関する基準※2）
1 基準は緩和されており、準拠※1している ・ 2 基準は緩和されているが、準拠※1していない ・ 3 基準は緩和されていない
- ③ その他（人員に関する基準※2）
1 基準は緩和されており、準拠※1している ・ 2 基準は緩和されているが、準拠※1していない ・ 3 基準は緩和されていない
- ④ 設備に関する基準
1 基準は緩和されており、準拠※1している ・ 2 基準は緩和されているが、準拠※1していない ・ 3 基準は緩和されていない
- ⑤ 運営に関する基準
1 基準は緩和されており、準拠※1している ・ 2 基準は緩和されているが、準拠※1していない ・ 3 基準は緩和されていない

8. 以下の設問について、通所型サービスAを新たに実施することに伴い実施したものを全て選択してください。

- ① 介護専門職のキャリアパスの見直し
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ② 介護専門職の配置を要介護者向けサービスにシフト
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ③ 介護専門職の給与引き下げ
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ④ 介護専門職の人員縮小
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ⑤ 基準緩和型サービス提供のための介護専門職以外の雇用
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ⑥ 介護専門職以外の雇用労働者の給与引き下げ
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ⑦ 介護専門職以外の雇用労働者の人員縮小
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ⑧ 多様なサービス提供のための新しい担い手の確保
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ⑨ 要介護者向けサービスの開始または拡充
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ⑩ 従前相当サービスの縮小または廃止
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ⑪ 公的保険外サービスの開始または拡充
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ⑫ 市区町村との単価設定に関する協議
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ⑬ 市区町村との新しい担い手の確保に関する協議
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ⑭ 市区町村との総合事業の制度設計に関する協議
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない
- ⑮ その他（ ）
1 実施した ・ 2 今後実施予定 ・ 3 実施を検討中 ・ 4 実施の予定はない ・ 5 検討したことがない

9. 通所型サービスAと要介護1～5の方への通所介護を実施している事業所様に伺います。同一の場所で通所型サービスAと通所介護を実施する場合は、定員の設定について、それぞれ行う取扱としております。定員をそれぞれ定めなければならないことにより、サービス提供上、支障が生じていますか。生じている場合には、サービス提供上生じている支障について、具体的な内容について記載して下さい。

1 はい 2 いいえ

「はい」と答えた場合、具体的な内容（ ）

調査項目は以上です。ご回答ありがとうございました。

(4) 多様なサービス利用者向け調査(様式4)

平成29年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」

多様なサービス利用者向け調査票

「市区町村担当者向け調査票」設問VI-1「利用者の状態変化」において市区町村が無作為抽出した者のうち、総合事業移行前に介護予防訪問介護・通所介護いずれかの利用しており、現在多様なサービス利用している利用者本人（各市区町村10名ずつ）と各利用者に関わる地域包括支援センターの職員様にご回答いただきます。

※多様なサービスとは、「基準を緩和したサービス（サービスA）」、「住民主体による支援（サービスB）」、「短期集中予防サービス（サービスC）」、「移動支援（サービスD）」のいずれか又は複数を指します。

地域包括支援センター職員回答項目																							
1. 地域包括支援センターの基本情報																							
① 貴地域包括支援センターが所在する市区町村名をご回答ください。	() 市																						
② 貴地域包括支援センターが所在する市区町村の総合事業移行時期をご回答ください。	平成()年()月																						
③ 貴地域包括支援センターが回答を依頼する利用者の人数をご回答ください。(1人～10人)	() 人																						
※以下、回答を依頼する利用者ごとにご回答ください。																							
2. 利用者の基本情報																							
① 利用者本人の年齢をご回答ください。	() 歳																						
3. 利用サービスの移行時期																							
① 利用者本人の多様なサービスへの移行時期をご回答ください。	平成()年()月																						
4. 利用サービスの変化																							
① 利用者本人について、総合事業移行前後の利用サービスをご回答ください。あてはまる項目すべてに○をつけてください。																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">移行前</th> <th colspan="4">移行後</th> </tr> <tr> <th>従前相当</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>エ</td> <td>オ</td> </tr> <tr> <td>通所</td> <td>カ</td> <td>キ</td> <td>ク</td> <td>ケ</td> <td>コ</td> </tr> </tbody> </table>		移行前	移行後				従前相当	A	B	C	訪問	ア	イ	ウ	エ	オ	通所	カ	キ	ク	ケ	コ
	移行前			移行後																			
		従前相当	A	B	C																		
訪問	ア	イ	ウ	エ	オ																		
通所	カ	キ	ク	ケ	コ																		

調査項目内容は、WEBアンケートページ内と同じ内容です。
本ファイルは内容確認用にご利用いただき、WEBアンケートページにて回答を提出してください。
※WEBページは、複数の利用者回答分を一度に提出できる設計となっています。

**※以下、地域包括支援センター職員が、本人に対面で回答をお聞きください。
総合事業移行の前と後のサービスを比較してご回答ください。**

本人回答項目	
1. 総合事業の趣旨や目的に関する説明・理解の有無	
① 制度の趣旨や目的、変更となるサービスの内容について、説明がありましたか。 1 はい 2 いいえ	
② 前問①で「はい」と答えた人のみご回答ください。誰から説明がありましたか。あてはまる項目すべてに○をつけてください。 1 市区町村職員 2 地域包括支援センターの職員（プラン作成者） 3 サービス事業所の職員 4 その他 ()	
③ 前々問①で「はい」と答えた人のみご回答ください。制度の趣旨や目的について、理解できましたか。 1 はい 2 いいえ	
2. サービスの利用動機	
① 現在利用している総合事業の新しいサービスはどのように知りましたか。あてはまる項目すべてに○をつけてください。 1 市区町村 2 地域包括支援センターの職員（プラン作成者） 3 サービス事業所の職員 4 周囲の人 5 市区町村のホームページ 6 市区町村のホームページパンフレット 7 その他 ()	
3. サービスの満足度	
① 総合事業移行前と比べたサービスの変化についてご回答ください。 1 移行前よりも、とても良くなった 2 移行前よりも、良くなった 3 移行前と変わらない 4 移行前よりも、悪くなった 5 移行前よりも、とても悪くなった	
4. その他のご意見	
① 総合事業移行前のサービスと比較して、良かったことや困っていることがあれば、自由にご記入ください。	

調査項目は以上です。ご回答ありがとうございました。

2. アンケート調査結果(詳細版)

(1) 市町村向け調査

- 1,741 の市町村に対し、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）等の実施状況について調査を実施。（平成 29 年 10 月調査）
- 1,645 市町村から回答を得た。（回収率 94.5%）
 - ※ 1645 市町村の回答には、1 広域連合からの回答を含む。

<単純集計編>

I 地域課題・資源の抽出と共有

I-1 規範的統合に向けた取組

- 規範的統合（地域づくりにおける関係者間での意識の共有）に向けた取組としては、フォーラム、説明会、出前講座等を実施している市町村が 59.0%、意見交換の場の開催を実施している市町村が 58.2%ある。

I-1 規範的統合（地域づくりにおける関係者間での意識の共有）に向けて取り組んでいる事項（複数回答）

No.	カテゴリー名	n	%
1	地域の住民や関係者を対象としたフォーラム、説明会、出前講座等の実施	970	59.0
2	地域の住民や関係者を対象とした、高齢化の状況等のデータや地域資源等の周知	818	49.7
3	地域の住民や関係者を対象とした意見交換の場の開催	957	58.2
4	地域の住民や関係機関を対象とした地域づくり等に関するアンケートやヒアリングの実施	623	37.9
5	その他	50	3.0
	無回答	166	10.1
	全体	1,645	100.0

I-2 住民の生活支援ニーズや地域課題・資源を把握する取組

- 日常生活圏域ニーズ調査を活用している市町村が 68.4%、地域ケア会議を活用している市町村が 64.3%ある。

I-2 要支援者等の生活支援ニーズや地域課題及び資源を把握している方法（複数回答）

No.	カテゴリー名	n	%
1	研究会の立ち上げ	209	12.7
2	日常生活圏域ニーズ調査	1,126	68.4
3	住民へのアンケート調査	528	32.1
4	住民へのヒアリング調査	291	17.7
5	ワークショップ・座談会等	507	30.8
6	活動団体や事業者等へのアンケート調査	289	17.6
7	活動団体や事業者等へのヒアリング調査	342	20.8
8	地域ケア会議の活用	1,057	64.3
9	地域資源リスト・マップ等の作成	590	35.9
10	各種統計資料からの分析	385	23.4
11	行政庁内部署からの情報提供、連携した調査等の実施	298	18.1
12	その他	80	4.9
	無回答	40	2.4
	全体	1,645	100.0

II 生活支援体制整備事業の推進（プロセス）

II-1,2 生活支援コーディネーターの配置

- 第1層（市町村区域）においては74.0%の市町村が生活支援コーディネーターを配置している。

II-1 第1層（市町村区域）の生活支援コーディネーターの配置状況（平成29年10月時点）

No.	カテゴリー名	n	%
1	配置している	1,218	74.0
2	配置していない	415	25.2
	無回答	12	0.7
	全体	1,645	100.0

- 第2層（日常生活圏域）においては72.7%の市町村が生活支援コーディネーターを配置している。

II-2 第2層（日常生活圏域）の生活支援コーディネーターの配置状況（平成29年10月時点）

No.	カテゴリー名	n	%
1	配置している	370	72.7
2	配置していない	123	24.2
	無回答	16	3.1
	全体	509	100.0

※ 第2層の母数は第1層のみの市町村を除くため、生活支援コーディネーターの第2層圏域数2以上の市町村数とした。

（参考）生活支援コーディネーターの配置数（平成29年10月時点）

	圏域数	配置数
第1層	1,645	1,218 市町村 において配置
第2層	4,884	2,789 人

Ⅱ-3 生活支援コーディネーターの所属先

- 第1層・第2層ともに、生活支援コーディネーターの所属先については、「社会福祉協議会（地域包括支援センターを運営していない）」の割合が最も高い。

Ⅱ-3 第1層・第2層生活支援コーディネーターの所属先（複数回答）

	第1層(%)	第2層(%)
直営の地域包括支援センター	21.3	5.1
委託の地域包括支援センター(社協が運営)	7.6	17.0
委託の地域包括支援センター(社協以外が運営)	1.6	25.9
社会福祉協議会(地域包括支援センターを運営していない)	50.5	48.1
社会福祉法人(社協を除く)	1.8	5.4
NPO・ボランティア団体	2.3	4.9
市区町村職員(事業担当)	12.7	2.4
市区町村職員(事業以外担当)	2.1	0.5
地域住民等の個人	1.9	4.3
その他	7.1	13.5
n数	1,218	370

※ 配置の有無を集計の対象としており、配置先ごとの人数は問わない。

Ⅱ-4 生活支援コーディネーターの兼務状況

- 専任の生活支援コーディネーターを設置している市町村は第1層で38.7%、第2層で36.5%である（下表の「専任のみ」と「専任と兼務」の割合の合計）。

Ⅱ-4 第1層・第2層生活支援コーディネーターの兼務状況

第1層	n	%	第2層	n	%
専任のみ	416	34.2	専任のみ	100	27.0
専任と兼務	55	4.5	専任と兼務	35	9.5
兼務のみ	733	60.2	兼務のみ	226	61.1
無回答	14	1.1	無回答	9	2.4
合計	1,218	100.0	合計	370	100.0

※ 生活支援コーディネーターを配置していると回答した市町村を母数として集計。

Ⅱ-5 生活支援コーディネーターの兼務する業務内容

- 生活支援コーディネーターが兼務する業務内容としては、第1層・第2層ともに「社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー」の割合が最も高く、次いで「地域包括支援センター職員としての業務」の割合が高い（「その他」を除く）。

Ⅱ-5 生活支援コーディネーターが兼務している業務内容

	第1層(%)	第2層(%)
地域包括支援センター職員としての業務	26.6	29.1
一般介護予防事業に関する業務	15.4	9.2
在宅・医療介護連携推進事業に関する業務	7.5	1.9
認知症初期集中支援事業に関する業務(認知症初期集中チーム員等)	8.6	2.3
認知症地域支援・ケア向上事業に関する業務(認知症地域支援推進員等)	8.6	10.0
民生委員・児童委員	2.3	3.1
社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー	36.8	42.1
市町村本庁の業務	15.2	2.3
介護相談員	2.2	1.5
その他	27.0	29.9
n数	788	261

※ 兼務の生活支援コーディネーターを配置している市町村数を母数として集計（Ⅱ-4「専任と兼務」と「兼務のみ」の割合の合計）。

II-6 市町村から生活支援コーディネーターへの活動支援

- 市町村から生活支援コーディネーターへの支援としては、第1層・第2層ともに、コーディネーターからの相談の受付、地域のニーズや資源等に関する情報提供、都道府県等が開催する研修・情報交換会への参加支援が、それぞれ7割以上の市町村で実施されている。

II-6 生活支援コーディネーターに対する支援内容（複数回答）

No.	カテゴリー名	第1層(%)	第2層(%)
1	生活支援コーディネーターからの相談の受付	76.2	74.9
2	市町村で把握している地域のニーズや資源等に関する情報の提供	78.6	78.1
3	他市町村における生活支援コーディネーターの活動情報や先進事例の提供	51.4	54.3
4	地域の関係者への説明(同行等の支援を含む)	52.1	62.2
5	地域ケア会議への参加の支援	49.1	50.0
6	活動方針・内容の提示	56.4	67.8
7	生活支援コーディネーターの活動計画の点検	44.7	52.2
8	生活支援コーディネーターの活動の評価	33.8	42.2
9	市町村が開催する研修や情報交換会への参加の支援	55.3	66.5
10	都道府県等が開催する研修や情報交換会への参加の支援(推薦等)	71.5	77.8
11	その他	4.3	
	無回答	5.2	3.8
	n数	1,218	370

※1 生活支援コーディネーターを配置している市町村数を母数として集計。

※2 第2層の選択肢「その他」は調査票不具合のためデータ無効とした。

II-8,9 協議体の設置状況

○ 協議体を設置していない市町村は、第1層・第2層ともに約4割となっている。

II-8 第1層（市町村区域）への協議体の設置状況（平成29年10月時点）

No.	カテゴリー名	n	%
1	設置している	996	60.5
2	設置していない	626	38.1
	無回答	23	1.4
	全体	1,645	100.0

II-9 第2層（日常生活圏域等）への協議体の設置状況（平成29年10月時点）

No.	カテゴリー名	n	%
1	設置している	265	55.7
2	設置していない	187	39.3
	無回答	24	5.0
	全体	476	100.0

※ 第2層の母数は第1層のみの市町村を除くため、協議体の第2層圏域数2以上の市町村数とした。

（参考）協議体の設置数（平成29年10月時点）

	圏域数	配置数
第1層	1,645	996 箇所
第2層	5,014	2,548 箇所

Ⅱ-11 協議体構成員の所属先

- 協議体構成員の所属先について、所属している割合が高い方から並べると、第1層では、市町村の社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員の順、第2層では、民生委員・児童委員、地縁団体（自治体や町内会等）、地域包括支援センターの順となっている。

Ⅱ-11 第1層・第2層協議体構成員の所属先（複数回答）

No.	カテゴリー名	第1層(%)	第2層(%)
1	市町村職員(事業担当)	74.0	48.3
2	市町村職員(事業以外介護保険担当)	33.0	11.3
3	市町村職員(事業以外障害者施策担当)	11.5	5.3
4	市町村職員(事業以外生活困窮者施策担当)	10.3	4.5
5	市町村職員(事業以外児童施策担当)	4.7	2.3
6	地域包括支援センター	83.1	72.1
7	市町村社会福祉協議会	92.3	64.5
8	地区(校区)社会福祉協議会	10.1	40.8
9	地縁団体(自治会や町内会等)	56.7	79.6
10	NPO・ボランティア団体	59.6	54.7
11	民生委員・児童委員	77.9	84.2
12	老人クラブ	62.9	59.6
13	専門職団体	26.0	17.7
14	シルバー人材センター	52.4	12.5
15	協同組合	23.2	11.3
16	介護サービス事業者	68.0	48.7
17	医療機関	30.2	19.2
18	学識経験者(大学教授等)	18.1	5.3
19	警察・消防	7.6	11.7
20	企業・商店	26.3	22.6
21	高齢者の代表(公募を含む)	17.3	13.6
22	その他個人	8.5	20.4
23	その他	28.7	19.2
24	未定	0.7	1.5
	無回答	0.4	4.9
	n数	996	265

※ 設置の有無を集計の対象としており、設置先ごとの数は問わない。

II-12 協議体運営主体

- 第1層は市町村、第2層は社会福祉協議会や地域包括支援センターを協議体の事務局運営主体とする市町村の割合が最も高い。

II-12 第1層・第2層協議体の事務局の運営主体（複数回答）

No.	カテゴリー名	第1層(%)	第2層(%)
1	市町村	60.6	19.6
2	直営の地域包括支援センター	26.4	13.2
3	委託の地域包括支援センター(社協が運営)	3.7	13.6
4	委託の地域包括支援センター(社協以外が運営)	0.9	20.8
5	社会福祉協議会(地域包括支援センターを運営していない)	20.7	40.0
6	社会福祉法人(社協を除く)	0.4	1.9
7	NPO・ボランティア団体	0.5	3.0
8	その他	3.2	18.9
9	未定	0.2	0.8
	無回答	0.2	1.5
	n数	996	265

※ 設置の有無を集計の対象としており、設置先ごとの数は問わない。

II-13, 14 協議体と他の会議の同日開催

- 協議体を他の会議と同日開催している市町村は26.5%である。

II-13 協議体と他の会議の同日開催の有無

No.	カテゴリー名	n	%
1	はい	285	26.5
2	いいえ	790	73.4
	無回答	2	0.2
	全体	1,077	100.0

※ 第1層・第2層を問わず、いずれかまたは複数の圏域において協議体を設置している市町村数を母数として集計。

- 協議体と同日開催する会議としては、地域ケア会議や地域包括支援センター運営協議会の割合が高い。

Ⅱ-14 協議体と同日開催している会議（複数回答）

No.	カテゴリー名	n	%
1	地域包括支援センター運営協議会	78	27.4
2	市町村介護保険事業計画作成委員会	52	18.2
3	地域ケア会議	113	39.6
4	障害者施策における(自立支援)協議会	4	1.4
5	まちづくりに関する委員会等	21	7.4
6	その他	108	37.9
	無回答	0	
	全体	285	100.0

※ Ⅱ-13 で協議体と他の会議の同日開催があるとする市町村数を母数として集計。

II-15 協議体の活動支援

- 協議体への支援として、第1層では、5割程度の市町村が「協議体運営方法の策定と共有」、「保険者の方針の策定と共有」、「運営主体（事務局）との定期的な情報交換」を行っている。
- 協議体への支援として、第2層では、5割程度の市町村が「運営主体（事務局）との定期的な情報交換」や「協議体運営方法の策定と共有」を行っている。

II-15 協議体を機能させるために行っている支援（複数回答）

No.	カテゴリー名	第1層(%)	第2層(%)
1	保険者の方針の策定と共有	47.9	38.1
2	協議体運営方法の策定と共有	49.2	46.8
3	各協議体の活動計画の点検	15.7	30.2
4	圏域ごとの地域課題・地域資源等の情報提供(日常圏域ニーズ調査など)	29.8	43.4
5	情報の見える化のためのツール(地域資源リストや地域課題を整理した表など)の開発や提供	16.9	27.2
6	先進事例の共有	30.2	36.6
7	地域ケア会議との連携	32.7	28.7
8	協議体の活動の評価	9.6	18.1
9	構成員に対する情報共有や研修の場の設置	24.1	34.0
10	運営主体(事務局)との定期的な情報交換	47.6	58.5
11	その他	2.4	6.0
	無回答	2.5	4.9
	n数	996	265

※ 協議体を設置している市町村数を母数として集計。

Ⅲ 生活支援体制整備事業の推進（アウトプット）

Ⅲ-1 生活支援コーディネーターの活動状況

- 生活支援コーディネーターの活動として、第1層・第2層ともに、7割以上の市町村が「社会資源の把握」、「ニーズの把握」、「関係者間の情報共有」を実施している。

Ⅲ-1 取組中又は取組済の生活支援コーディネーターの活動（複数回答）

No.	カテゴリー名	第1層(%)	第2層(%)
1	住民の意識調査	35.2	38.6
2	ニーズの把握	72.3	81.6
3	社会資源の把握	78.2	87.6
4	社会資源の創出	31.9	38.9
5	担い手の養成	40.5	38.4
6	関係者間の情報共有	75.6	80.3
7	サービス提供主体間の連携の体制づくり	32.0	36.5
8	支援ニーズとサービスのマッチング	24.5	35.4
	無回答	3.4	3.8
	n数	1,218	370

※ 生活支援コーディネーターを設置している市町村数を母数として集計。

Ⅲ-2 生活支援コーディネーターの活動における課題

- 生活支援コーディネーターの活動に関して、第1層・第2層ともに6割以上の市町村が、「社会資源の創出」や「担い手の養成」を課題として挙げている。

Ⅲ-2 生活支援コーディネーターの活動における課題（複数回答）

No.	カテゴリー名	第1層(%)	第2層(%)
1	住民の意識把握	37.1	43.2
2	ニーズの把握	35.3	40.8
3	社会資源の把握	25.1	27.8
4	社会資源の創出	67.4	70.5
5	担い手の養成	66.4	65.9
6	関係者間の情報共有	27.0	26.5
7	サービス提供主体間の連携の体制づくり	38.6	41.6
8	支援ニーズとサービスのマッチング	42.8	45.9
9	生活支援コーディネーターの業務目的・内容の明確化	49.3	48.4
10	生活支援コーディネーターの育成	39.5	46.8
11	生活支援コーディネーター間の情報や事例の共有	19.6	25.9
12	関係機関の協力獲得	42.1	47.0
13	予算の確保	20.0	20.3
	無回答	2.4	3.5
	n数	1,218	370

※ 生活支援コーディネーターを設置している市町村数を母数として集計。

Ⅲ-3 協議体開催回数

- 第1層協議体の開催回数については、1年間で1回開催している市町村が最も多く、開催回数5回以下の市町村が8割を占める。

Ⅲ-3 協議体開催回数

No.	開催回数	市町村数	割合(%)
1	0回	140	14.1
2	1回	229	23.0
3	2回	174	17.5
4	3回	143	14.4
5	4回	87	8.7
6	5回	39	3.9
7	6回	39	3.9
8	7回	13	1.3
9	8回	19	1.9
10	9回	12	1.2
11	10回以上	52	5.2
	無回答	49	4.9
	全体	996	100.0

※ II-8において第1層協議体を設置していると回答した996市町村について集計。

Ⅲ-4 協議体の活動状況

- 協議体の活動として、第1層・第2層ともに「関係者間の情報共有」の割合が最も高い。

Ⅲ-4 協議体の活動状況（複数回答）

No.	カテゴリ一名	第1層(%)	第2層(%)
1	住民の意識調査	13.8	32.5
2	ニーズの把握	43.9	67.2
3	社会資源の把握	50.9	61.5
4	社会資源の創出	18.6	31.3
5	担い手の養成	13.4	20.0
6	関係者間の情報共有	79.8	73.2
7	サービス提供主体間の連携の体制づくり	29.5	27.5
8	支援ニーズとサービスのマッチング	8.1	21.9
	無回答	9.1	13.2
	n数	996	265

※ 協議体を設置している市町村数を母数として集計。

IV 総合事業の推進（プロセス）

IV-1 目標設定のための取組の有無

- 62.6%の市町村が、多様なサービスの必要見込み量に関する目標を立てるために地域のニーズに関する調査の実施や資源の把握等を実施している。

IV-1 多様なサービスの必要見込み量に関する目標を立てるための情報収集（地域のニーズに関する調査の実施、資源の把握、関係者との協議等）の実施

No.	カテゴリー名	n	%
1	はい	1,030	62.6
2	いいえ	579	35.2
	無回答	36	2.2
	全体	1,645	100.0

IV-2 サービス別の見込み量または目標の設定

- サービス別の見込み量を立てている市町村は 24.7%（有効回答の中では 34.8%）にとどまっている。
- サービス別の見込み量を「立てていないが、立てる予定である」と回答した市町村は、35.3%であった。

IV-2 サービス別の見込み量または目標の設定

No.	カテゴリー名	n	%
1	立てている	406	24.7
2	立てていないが、立てる予定である	580	35.3
3	立てていないし、立てる予定もない	182	11.1
	無回答	477	29.0
	全体	1,645	100.0

IV-3 サービス単価設定

- 従前相当サービスの単価は、訪問・通所ともに国が定める単価の10割で設定している市町村の割合が最も高い。
- 従来より基準を緩和したサービス（サービスA）の単価は、訪問・通所ともに9割未満8割以上の単価設定の割合が最も多い（実施なし・その他・無回答を除く）。

IV-3 市町村が設定したサービスごとの基本単価と「国が定める単価」における基本単価の比較

No.	カテゴリ名	訪問従前 (%)	通所従前 (%)	訪問A (%)	通所A (%)
1	10割	66.9	66.7	2.4	2.3
2	10割未満9割以上	2.7	2.9	5.7	6.6
3	9割未満8割以上	0.2	0.3	10.8	10.8
4	8割未満7割以上	0.1	0.1	8.6	9.5
5	7割未満6割以上	0.1	0.1	3.0	2.2
6	6割未満	0.0	0.0	1.6	1.2
7	実施なし	1.2	1.0	31.2	30.7
8	その他	0.5	0.5	2.8	3.8
	無回答	28.4	28.4	33.9	32.7
	n数	1,645	1,645	1,645	1,645

IV-4 利用者負担割合

- 従前相当サービスの利用者負担は、訪問・通所ともに、「介護給付の負担割合と同様」との回答が最も高い（実施なし・無回答除く）。

IV-4 総合事業の利用者負担割合

No.	カテゴリ名	訪問従前 (%)	通所従前 (%)	訪問A (%)	通所A (%)
1	介護給付の負担割合と同様	69.2	68.9	30.8	29.1
2	一律1割	0.7	0.8	1.5	2.0
3	一律2割	0.0	0.0	0.2	0.1
4	一律3割	0.0	0.0	0.0	0.0
5	定額負担	0.4	0.3	2.4	4.0
6	利用者負担なし	0.1	0.1	0.0	0.6
7	実施なし	1.2	1.1	30.8	30.4
8	その他	0.1	0.2	1.6	1.3
	無回答	28.3	28.6	32.7	32.6
	n数	1,645	1,645	1,645	1,645

IV-5 サービス単価設定の根拠

- 従来より基準を緩和したサービス（サービス A）の単価設定の根拠として、訪問・通所ともにサービス内容を踏まえて自治体内で検討して設定した市町村の割合が最も高い（無回答を除く）。

IV-5 サービス A の単価設定の根拠（複数回答）

No.	カテゴリー名	訪問A (%)	通所A (%)
1	サービス内容を踏まえて自治体内で検討を行い設定	36.2	35.3
2	保険外の類似サービスを参考に設定	5.2	3.2
3	旧二次予防事業など、元の事業の事業費水準から設定	3.6	7.0
4	事業者の収支差影響のシミュレーションから設定	3.1	3.1
5	他の市区町村の定めた単価から設定	12.5	11.2
6	その他	6.1	5.5
	無回答	55.1	55.1
	n数	1,645	1,645

※ 「無回答」には、サービス A を実施していない市町村や、サービス A を国の定めた単価で実施している市町村を含む。

IV-6 サービス単価の設定プロセス

- 従来より基準を緩和したサービス（サービス A）の単価設定のプロセスとしては、訪問・通所ともに事業者等に対する説明会を実施した市町村の割合が最も高い。

IV-6 サービス A の単価設定のプロセス（複数回答）

No.	カテゴリー名	訪問A (%)	通所A (%)
1	事業所との協議を実施	23.1	23.3
2	事業所に対するアンケートを実施	13.6	12.4
3	必要となるサービスの需要量に関する見積もりを実施	5.4	6.0
4	協議体やその他検討会など、第三者の協議の場において検討	7.6	7.2
5	事業者等に対する説明会の実施	33.0	32.3
6	パブリックコメントの実施	1.6	1.5
7	議会における審議	5.0	4.6
8	設定した単価の検証予定の検討	3.2	3.2
9	介護専門職以外の担い手の確保に関する見通しの検討	6.7	3.5
10	その他	2.4	2.4
	無回答	56.2	56.0
	n数	1,645	1,645

※ 「無回答」には、サービス A を実施していない市町村や、サービス A を国の定めた単価で実施している市町村を含む。

IV-7, 8, 9, 10 担い手の確保に関する取組

- 12.0%の市町村では、担い手に関する必要見込みを立てている。
- 26.4%の市町村では、担い手確保に対する具体的な取組を定めている。

IV-7 担い手に関する必要見込みの有無

No.	カテゴリー名	n	%
1	はい	197	12.0
2	いいえ	1,416	86.1
	無回答	32	1.9
	全体	1,645	100.0

IV-8 担い手の確保に対する具体的な取組の有無

No.	カテゴリー名	n	%
1	はい	435	26.4
2	いいえ	1,178	71.6
	無回答	32	1.9
	全体	1,645	100.0

- 担い手の確保に向けた他政策との連携としては、「担い手となる身体能力等のある高齢者の活躍の場づくり」との連携が最も多く実施されている。

IV-9 担い手確保を目的とした他政策との連携状況（複数回答）

No.	カテゴリー名	n	%
1	若年を含む認知症患者の活動の場づくり	53	3.2
2	生活困窮者の中間的就労の場づくり	14	0.9
3	障害者福祉サービスの就労継続支援サービスの活動プログラムの検討	9	0.5
4	都道府県等が行う介護人材確保施策	98	6.0
5	担い手となる身体能力等のある高齢者の活躍の場づくり	513	31.2
6	その他	89	5.4
	無回答	984	59.8
	全体	1,645	100.0

- 担い手の確保に向けた啓発活動等の取組については、いずれの取組も1～2割程度の実施率であった。

IV-10 担い手確保のための啓発活動等の取組（複数回答）

No.	カテゴリー名	n	%
1	パンフレットやチラシの配布	360	21.9
2	講演・セミナー	355	21.6
3	地域団体や地縁組織への協力依頼	330	20.1
4	生活支援コーディネーター、協議体による担い手確保	433	26.3
5	ボランティアポイント等	280	17.0
6	情報交換会や発表会の開催	201	12.2
7	その他	111	6.7
	無回答	673	40.9
	全体	1,645	100.0

IV-12 介護予防ケアマネジメントに関する支援への取組内容

- 介護予防ケアマネジメント支援への取組としては、「個別ケースを検討する地域ケア会議の活用」が最も多くの市町村で取り組まれており、次いで「研修や会議・事業者連絡会」が実施されている。

IV-12 介護予防ケアマネジメントの適切な実施のために取り組んでいること（複数回答）

No.	カテゴリー名	n	%
1	個別ケースを検討する地域ケア会議の活用	1,001	60.9
2	市町村等における定期的なプランの内容の点検	614	37.3
3	研修や会議・事業者連絡会の実施	937	57.0
4	インフォーマルサービスのリストやマップ等の整理及び提供	458	27.8
5	マニュアル・手引き等の作成	329	20.0
6	その他	48	2.9
7	検討中	203	12.3
	無回答	56	3.4
	全体	1,645	100.0

IV-13 介護予防ケアマネジメントの研修・勉強会

- 介護予防ケアマネジメントの研修・勉強会の参加率は、地域包括支援センターでは 97.2%、居宅介護支援事業所では 79.5%であった。

IV-13 平成 28 年度に実施した介護予防ケアマネジメントの研修・勉強会への参加率

	有効回答 市町村数	対象箇所数 (A)	参加箇所数 (B)	研修・勉強会の参加率 (B)÷(A)
地域包括支援センター	953	3,339	3,246	97.2%
居宅介護支援事業所	778	22,156	17,619	79.5%
その他	157	3,194	1,895	59.3%

IV-14, 15 介護予防ケアマネジメントの評価

- 介護予防ケアマネジメントの取り扱い方針について、56.2%の市町村が方針を定めている。

IV-14 介護予防ケアマネジメントを実施する際の市町村としての取扱方針（介護予防ケアマネジメントA・B・Cの適用の取扱等）設定の有無

No.	カテゴリー名	n	%
1	はい	925	56.2
2	いいえ	689	41.9
	無回答	31	1.9
	全体	1,645	100.0

- 32.5%の市町村が介護予防ケアマネジメント対象者の状態像を分析し、施策改善につなげている。

IV-15 介護予防ケアマネジメント対象者の状態像分析による施策改善の実施

No.	カテゴリー名	n	%
1	はい	535	32.5
2	いいえ	1,064	64.7
	無回答	46	2.8
	全体	1,645	100.0

IV-16 利用者のサービス利用の状況の変化を把握する取組

- 利用者のサービス利用の状況の変化を把握するため、48.1%の市町村で、利用中止や事前連絡のない欠席などの場合に、サービス実施主体より地域包括支援センターに連絡が入る体制を構築している。

IV-16 利用者の状況の変化を把握する仕組み（複数回答）

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用中止や事前連絡のない欠席などの場合に、サービス実施主体より地域包括支援センターに連絡が入るように体制を作っている	791	48.1
2	定期的に専門職（地域包括支援センター職員）が活動の場等を巡回し、参加状況や状態の変化を確認する	498	30.3
3	定期的に専門職（地域包括支援センター以外の保健医療福祉に関する職員）が活動の場等を巡回し、参加状況や状態の変化を確認する	131	8.0
4	サービス実施主体において、出席簿等を作成の上、毎月地域包括支援センターへ報告する	507	30.8
5	その他	116	7.1
6	検討中	327	19.9
	無回答	199	12.1
	全体	1,645	100.0

IV-17 ツールの活用

- 介護予防ケアマネジメントのツールとして、42.9%の市町村が評価表、26.6%の市町村が興味・関心チェックシートを活用している。

IV-17 介護予防ケアマネジメントのプロセスの中で活用している様式（複数回答）

No.	カテゴリー名	n	%
1	興味・関心チェックシート	437	26.6
2	介護予防手帳	145	8.8
3	アセスメント地域個別ケア会議総合記録表	125	7.6
4	課題整理総括表	305	18.5
5	評価表	706	42.9
6	サービス事業対象者の医療情報記載様式	139	8.4
7	その他	169	10.3
	無回答	540	32.8
	全体	1,645	100.0

IV-18, 19 総合事業の点検・評価

- 総合事業の点検・評価は 34.1%の市町村が実施している。（「点検・評価を行い、第三者が集まる場における議論も行っている」と「点検・評価は行っているが、第三者が集まる場における議論は行っていない」の合計。）

IV-18 総合事業の点検・評価の実施、および、第三者が集まる場における議論の実施の有無

No.	カテゴリー名	n	%
1	点検・評価を行い、第三者が集まる場における議論も行っている	231	14.0
2	点検・評価は行っているが、第三者が集まる場における議論は行っていない	330	20.1
3	点検・評価も第三者が集まる場における議論も行っていない	1,034	62.9
	無回答	50	3.0
	全体	1,645	100.0

- 費用・重症化防止の観点による事業評価を行っている市町村は 4.4%である。

IV-19 費用・重度化防止の観点による事業評価実施の有無

No.	カテゴリー名	n	%
1	はい	72	4.4
2	いいえ	1,528	92.9
	無回答	45	2.7
	全体	1,645	100.0

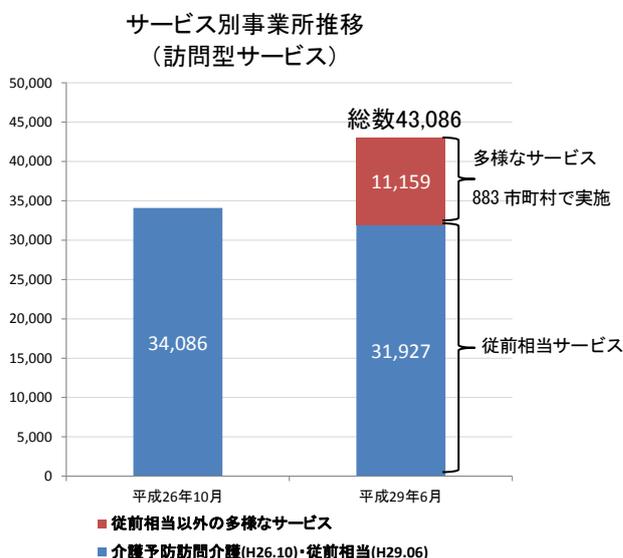
V 総合事業の推進（アウトプット）

V-1 事業所数

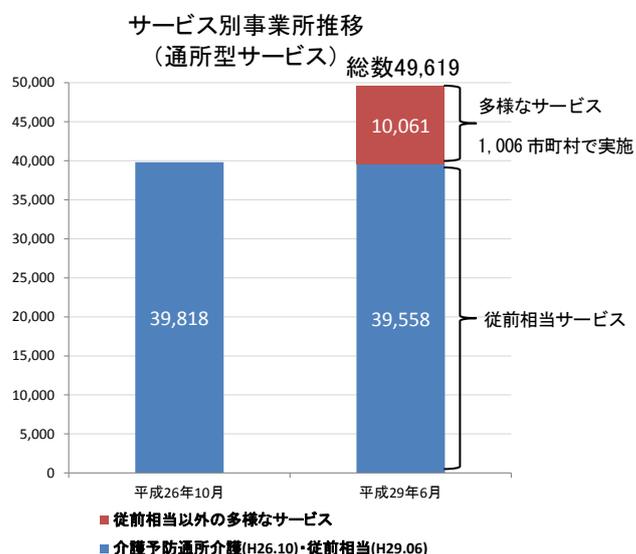
従前相当サービス以外の多様なサービス（従来より基準を緩和したサービス、住民主体による支援等）を実施する事業所が訪問型サービス・通所型サービスそれぞれで1万箇所以上にのぼっている。

- 従前相当サービス以外の多様なサービスが創設されている。

V-1 訪問型サービスの事業所数の推移（全国）



V-1 通所型サービスの事業所数の推移（全国）

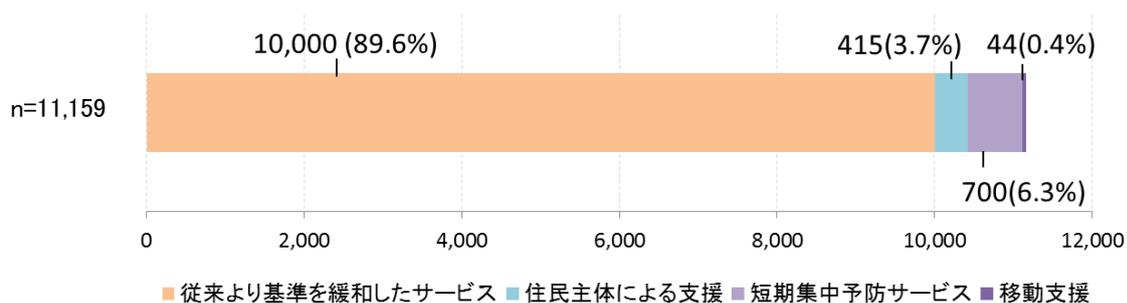


- ※1 総合事業には上記の他、配食・見守り等のその他生活支援サービスを提供する事業所がある。また、総合事業に位置づけられていない通いの場等の取組もある。
- ※2 平成29年6月の事業所数については、無回答であった97市町村は含まれていない。
- ※3 事業所数については、介護サービス施設・事業所調査における、平成26年10月の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の事業所数と、本調査における、平成29年6月時点の従前相当サービス・多様なサービスの事業所数合計を比較。
- ※4 平成29年6月時点の総合事業の各サービスの事業所については、一部重複がある（従前相当サービスと基準を緩和したサービスの両方の指定を受けているケース等）。

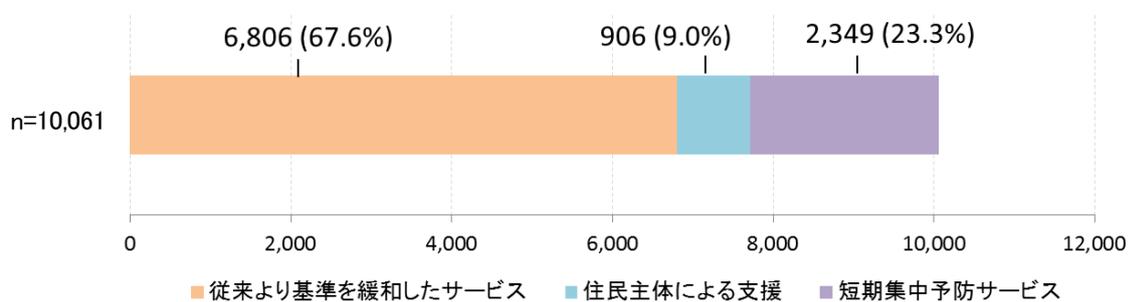
- 総合事業の多様なサービスの内訳は、訪問・通所ともに基準を緩和したサービスが最も多い。

V-1 総合事業の多様なサービス内訳

訪問型サービス



通所型サービス



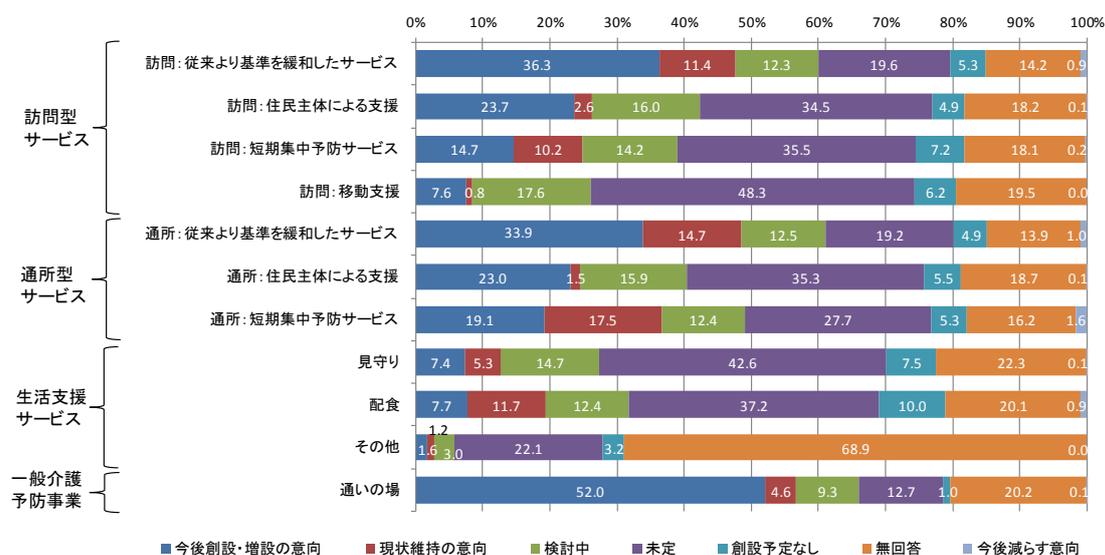
※ 小数点第2位を四捨五入しているため割合の合計が 100.0 にならない（以下同じ）。

V-1 多様なサービスを「創設している」と回答した市町村数

	創設市町村数
訪問：従来より基準を緩和したサービス	638
訪問：住民主体による支援	199
訪問：短期集中予防サービス	294
訪問：移動支援	37
通所：従来より基準を緩和したサービス	676
通所：住民主体による支援	195
通所：短期集中予防サービス	511
見守り	156
配食	300
その他	37
通いの場	821
全体	1,645

- 今後、サービス等について創設・増設の意向のある市町村は、通いの場が約5割、基準を緩和したサービスが約3～4割である一方、住民主体による支援は約2割、短期集中予防サービスは2割未満、移動支援は1割未満となっている。

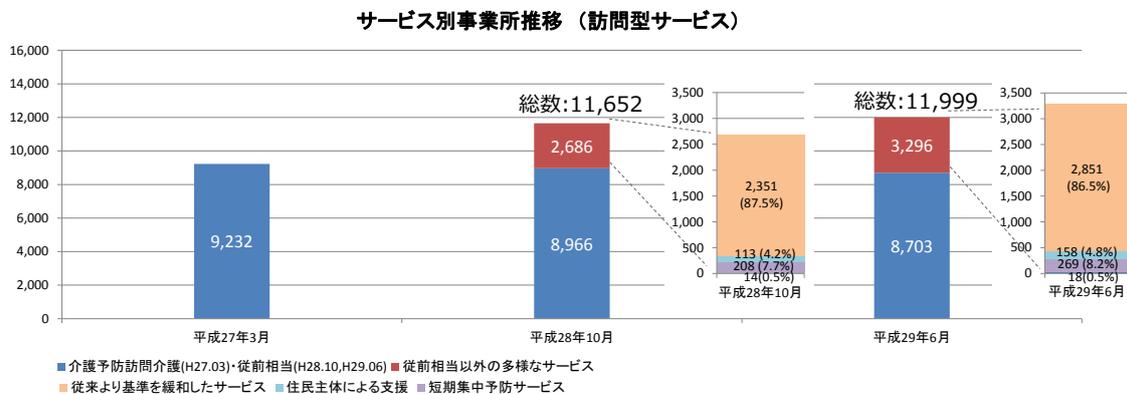
V-1 サービスの創設・増設等に関する今後の意向



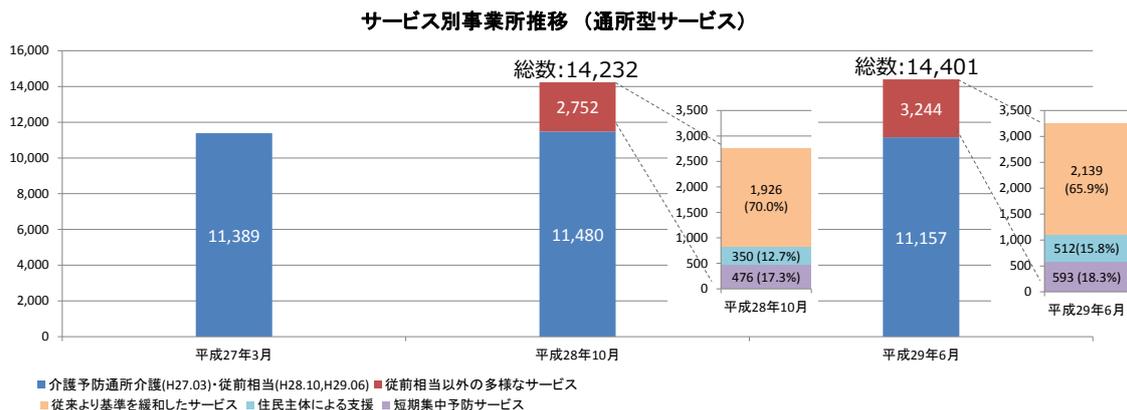
n=1,645

(参考) 平成 28 年 4 月末までに総合事業を開始した市町村の事業所の推移

訪問型サービスの事業所数の推移 (有効回答数 454 市町村)



通所型サービスの事業所数の推移 (有効回答数 454 市町村)



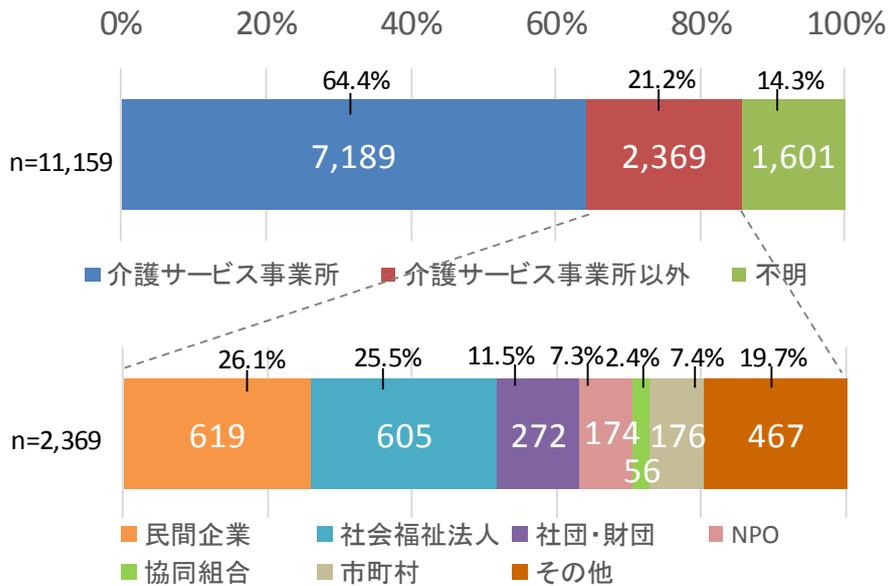
※ 平成 28 年 4 月末までに総合事業を開始した市町村について、平成 28 年 10 月実施の総合事業実施状況調査結果と比較。

V-3 「多様なサービス」の実施主体の状況（訪問型サービス・通所型サービス）

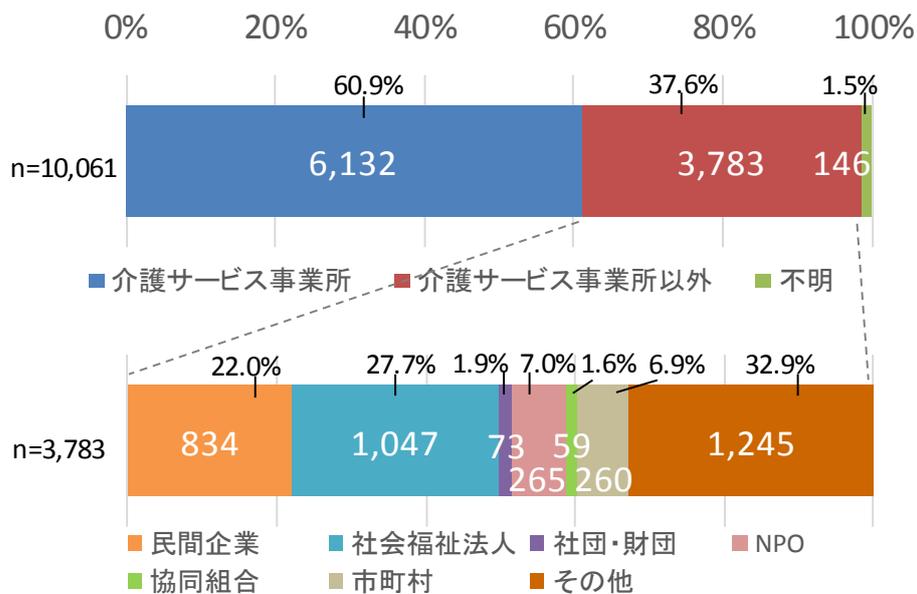
- 総合事業の多様なサービスの実施主体は、介護サービス事業者以外の主体が、訪問は約2割、通所は約4割となっている。

V-3 総合事業の多様なサービスの実施主体内訳

訪問型サービス



通所型サービス



※ 内訳の「その他」には医療法人や地縁団体等が含まれる。

V-7 チェックリスト実施件数

- 65歳以上人口1,000人あたりのチェックリスト実施件数（平成29年6月単月）については、1件未満の市町村が6割以上、5件未満の市町村が9割となっている一方、100件を超えている（65歳以上人口の10人に1人以上に対して実施している）市町村も存在する。

V-7 65歳以上人口1,000人あたりのチェックリスト実施件数

No.	実施件数(高齢者1,000人あたり)	市町村数	割合 (%)
1	0件	259	23.1
2	0件以上1件未満(0件を除く)	467	41.6
3	1件以上2件未満	152	13.5
4	2件以上3件未満	69	6.1
5	3件以上4件未満	42	3.7
6	4件以上5件未満	21	1.9
7	5件以上10件未満	45	4.0
8	10件以上100件未満	50	4.5
9	100件以上	17	1.5
	全体	1,122	

※ V-7において回数が記入されており（「0」を含む。）、かつ基礎情報として平成28年度の65歳以上人口（年度末または当該年度における最新データ）の回答があった市町村を母数とした。

V-8 介護予防ケアマネジメントの実施件数

- 介護予防ケアマネジメントの実施件数については、実施市町村数、総件数ともに、ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）が最も多い。

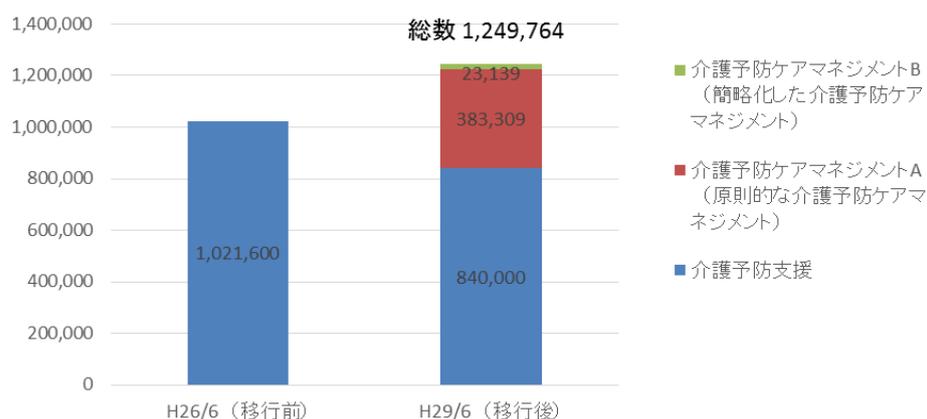
V-8 介護予防ケアマネジメントの実施件数

	1件以上実施市町村数	総件数 (平成29年6月)	実施市町村 平均件数
ケアマネジメントA (原則的な 介護予防ケアマネジメント) ※介護予防支援に準ずる	1,335	319,741	240
ケアマネジメントB (簡略化した 介護予防ケアマネジメント) ※担当者会議等を省略可	287	19,552	68
ケアマネジメントC (初回のみ 介護予防ケアマネジメント) ※モニタリングを行わない	157	5,681	36

- 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施件数は、あわせて総合事業移行前より増加している。

V-8 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施件数の推移（推計）

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施件数（推計）



※ 算出方法

下記の方法で、総合事業移行前後の介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの実施件数の推移を推計した。

移行前：平成 26 年度介護給付費等実態調査における、平成 26 年 6 月の介護予防支援の件数

移行後：平成 29 年度介護給付費等実態調査における、平成 29 年 6 月の介護予防支援の件数に、《介護予防ケアマネジメント A、B の実施件数を、回答のあった市町村の 65 歳以上人口で除し、総務省人口推計における全国の 65 歳以上人口を乗じた数》を加えた数

- ※ 回答のあった市町村の 65 歳以上人口としては、本調査における平成 28 年度の 65 歳以上人口についての回答（年度末もしくは当該年度における最新データ）を使用し、全国の 65 歳以上人口としては、平成 29 年 4 月 1 日時点での総務省人口推計のデータを使用した。
- ※ ケアマネジメント C（初回のみケアマネジメント）については、一般介護予防事業のみの利用等のケースを含み、従前の介護予防支援とは性格が異なるため、推計の対象外とした。

V-9 サービス別利用者数

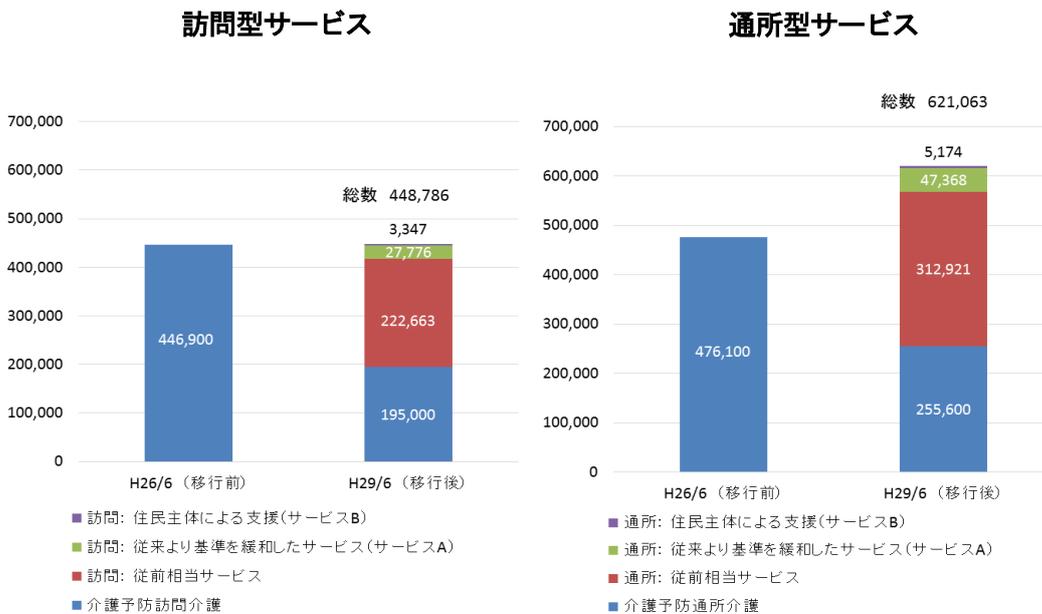
- サービス利用者数については、訪問・通所ともに従前相当サービスの利用者が最も多い。

V-9 総合事業の平成29年6月におけるサービス利用者数（7月審査月）

	平成29年6月利用者(合計)	
	実人数	延べ人数
従前相当(訪問サービス)	164,311	453,911
従前相当(通所サービス)	222,506	681,958
訪問サービスA	20,557	44,843
訪問サービスB	2,505	14,901
訪問サービスC	858	1,952
訪問サービスD	310	745
通所サービスA	33,683	89,445
通所サービスB	4,281	15,419
通所サービスC	8,470	29,583
その他生活支援サービス(見守り)	6,969	28,999
その他生活支援サービス(配食)	12,073	160,637
その他生活支援サービス(その他)	778	1,765

- 総合事業等の利用者数は訪問はほぼ横ばい、通所は増加している。

V-9 利用者数の推移（推計）



※1 算出方法

下記の方法で、総合事業移行前後の利用者数の推移を推計した。

移行前：介護給付費等実態調査における、平成26年6月の介護予防訪問介護・
介護予防通所介護の利用者数

移行後：介護給付費等実態調査における、平成29年6月の介護予防訪問介護・
介護予防通所介護の利用者数に、《本調査における平成29年6月の総合
事業利用者数（訪問・通所の従前相当、サービスA・B）を、回答のあ
った市町村の65歳以上人口で除し、総務省人口推計における全国の65
歳以上人口を乗じた数》を加えたもの

※2 回答のあった市町村の65歳以上人口としては、本調査における65歳以上人
口（平成28年度）についての回答を使用し、全国の65歳以上人口としては、
平成29年4月1日時点での総務省人口推計のデータを使用した。

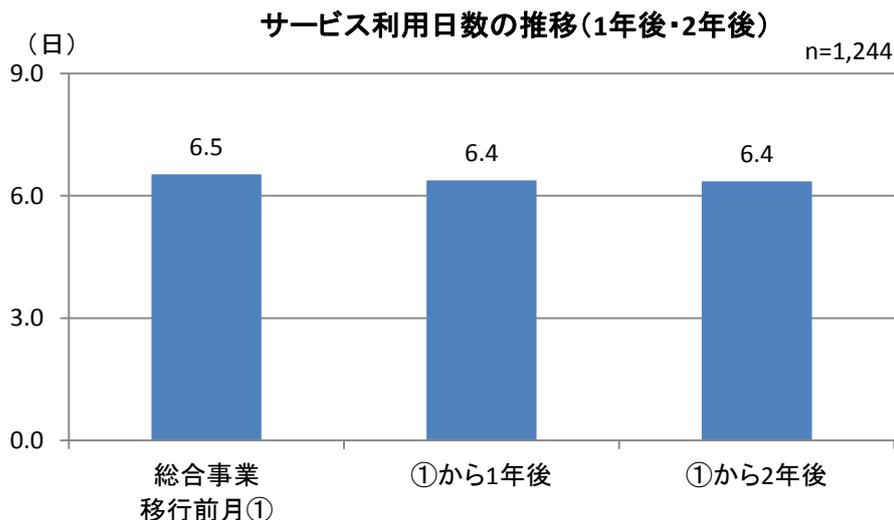
※3 総合事業の実施時点で要支援認定の有効期間が残っている者については、要
支援認定の有効期間が終了するまで（最長12ヶ月間）、介護予防訪問介護・介
護予防通所介護を利用する（平成30年3月末まで）。

※4 平成29年6月時点の総合事業の各サービスについては、一部重複があり得る
（従前相当サービスと基準を緩和したサービスの両方を利用しているケース等）。

V-10 利用日数

- 多様なサービスを利用する者の利用日数は総合事業への移行前後で大きな変化はない。

V-10 多様なサービスを利用している者の1人あたり月間利用日数の変化

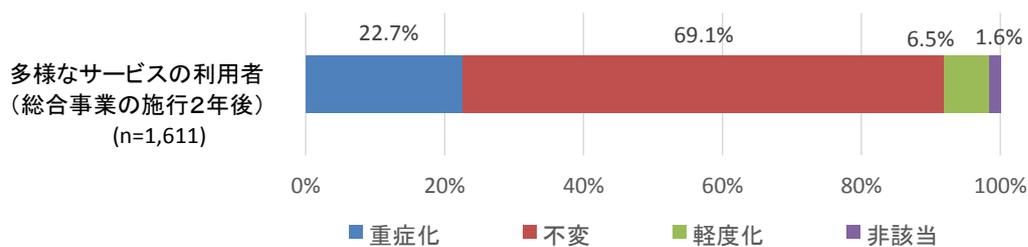


- ※1 平成27年6月までに総合事業へ移行した市町村において、多様なサービスの利用者に係る、総合事業の移行前月における介護予防訪問介護・介護予防通所介護の利用日数と、移行1年後・2年後の同月におけるサービス利用日数（従前相当サービス、基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス）を比較。
- ※2 移行前月時点で介護予防訪問介護・通所介護いずれかの利用をしており、移行1年後の同月時点で要支援区分が不変（チェックリスト該当への移行は含む。）かつ多様なサービスを利用している者の中で、上記のデータが揃っている利用者を集計対象とした。（1市町村あたり最大50名を抽出。）
単純無作為抽出法により対象者を抽出。

VI-1 利用者の状態変化

- 介護予防訪問介護・介護予防通所介護から多様なサービスへ移行した利用者の2年後の状態変化を見ると、約7割が状態を維持している。

VI-1 多様なサービスの利用者の状態変化



- ※ 平成27年6月までに総合事業へ移行した市町村において、①移行前月時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護いずれかを利用しており、②移行1年後の同月時点で多様なサービスを利用している利用者について、移行2年後の同月の状態を比較（1市町村あたり最大50名を抽出）。単純無作為抽出法により対象者を抽出。

<分析編>

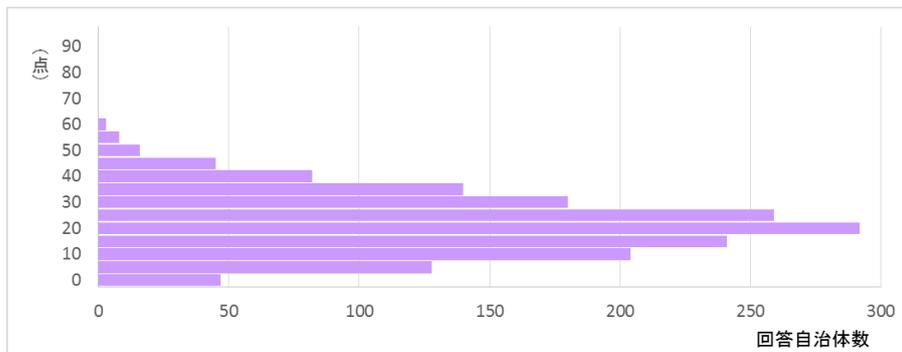
市町村の取組進捗の全体像や取組と成果の関係性を確認するため、プロセス指標のスコア化（プロセススコア）と市町村ごとのスコア分布の状況を整理した。

プロセススコアは以下の3つの観点で分類した。Ⅰ～Ⅲの算出根拠については図表7「市町村の取組スコアの算定方法」の通り。

- ・ 以下のⅠ～Ⅲの合計スコア（92点満点）
- ・ Ⅰ 地域課題把握プロセススコア（17点満点）
規範的統合や地域課題把握に係る取組のスコア
- ・ Ⅱ 生活支援体制整備プロセススコア（24点満点）
コーディネーターや協議体の配置や市町村による支援に係る取組のスコア
- ・ Ⅲ 総合事業推進プロセススコア（51点満点）
制度設計や担い手確保、事業の点検に係る取組のスコア

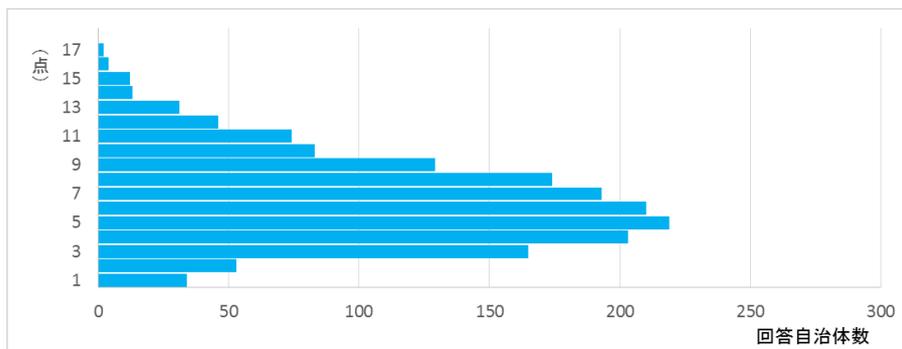
- 総合事業及び生活支援体制整備事業に関する市町村の取組状況を確認するため、平成29年10月時点の取組実施数（※）をスコア化したところ、市町村間のスコアにばらつきがみられた。

図表 1 Ⅰ～Ⅲ合計スコアの市町村分布（92点満点）

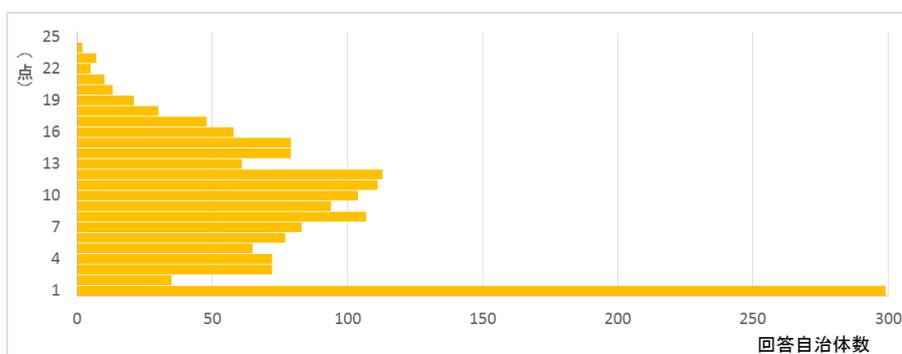


- ※ 取組スコアの項目については、「図表7 市町村の取組スコアの算定方法」を参照。

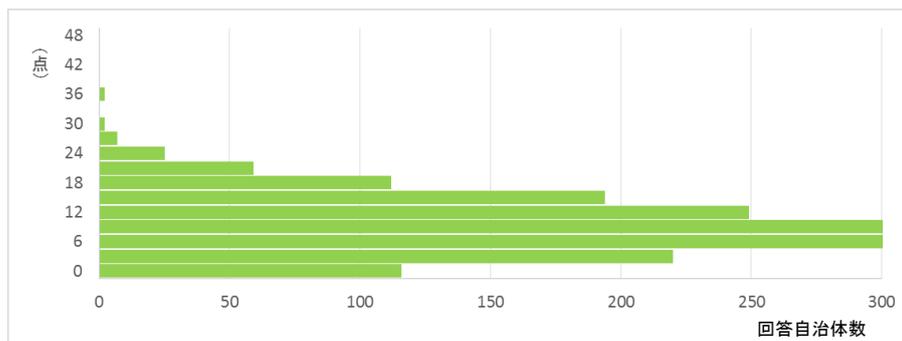
図表 2 I 地域課題把握プロセススコアの市町村分布 (17 点満点)



図表 3 II 生活支援体制整備プロセススコアの市町村分布 (24 点満点)



図表 4 III 総合事業推進プロセススコアの市町村分布 (51 点満点)



- 市町村による生活支援体制整備に関する取組スコア※1が高いほど、生活支援コーディネーターや協議体に取り組んでいる活動※2が多かった。
- たとえば、市町村における生活支援体制整備に関する取組項目（生活支援コーディネーターに対する相談対応の実施、地域ケア会議への参加支援等）をスコア化した点数が12～24点の場合、生活支援コーディネーターの住民の意識調査やニーズの把握等の活動の数は平均で4.9となっている。

図表5 市町村の取組と生活支援コーディネーター・協議体の活動状況の関係

		生活支援コーディネーターの取組活動数	協議体の取組活動数
生活支援体制整備プロセス 得点	回答件数		
(24点満点)			
0～2点	478	0.5	0.4
3～7点	426	3.0	1.5
8～11点	389	4.0	2.0
12～24点	352	4.9	3.2
相関係数 (p < .001)		0.69	0.54

※1 図表6「市町村の取組スコアの算定方法」の生活支援体制整備に関する取組を参照。

※2 生活支援コーディネーターや協議体の活動

- ・住民の意識調査
- ・担い手の養成
- ・ニーズの把握
- ・関係者間の情報共有
- ・社会資源の把握
- ・サービス提供主体間の連携の体制づくり
- ・社会資源の創出
- ・支援ニーズとサービスのマッチング

図表6 市町村の取組スコアの算定方法

I 地域課題把握プロセススコア(17点満点)	
(関係者間における意識の共有のための取組) 計5点	
1	地域の住民や関係者を対象としたフォーラム、説明会、出前講座等の実施(1点)
2	地域の住民や関係者を対象とした、高齢化の状況等のデータや地域資源等の周知(1点)
3	地域の住民や関係者を対象とした意見交換の場の開催(1点)
4	地域の住民や関係機関を対象とした地域づくり等に関するアンケートやヒアリングの実施(1点)
5	上記以外の取組の実施(1点)
(地域のニーズや課題の把握のための取組) 計12点	
6	研究会の立ち上げ(1点)
7	日常生活圏域ニーズ調査の活用(1点)
8	住民へのアンケート調査の実施(1点)
9	住民へのヒアリング調査の実施(1点)

10	ワークショップ・座談会等の開催(1点)
11	活動団体や事業者等へのアンケート調査の実施(1点)
12	活動団体や事業者等へのヒアリング調査の実施(1点)
13	地域ケア会議の活用(1点)
14	地域資源リスト・マップ等の作成(1点)
15	各種統計資料からの分析(1点)
16	行政庁内部署からの情報収集や連携による調査等の実施(1点)
17	上記以外の取組の実施(1点)
II 生活支援体制整備プロセススコア(24点満点)	
18	第1層コーディネーターの配置の有無(1点)
19	生活支援コーディネーターに対する相談対応の実施(1点)
20	生活支援コーディネーターに対する市区町村で把握している地域のニーズや資源等に関する情報の提供(1点)
21	生活支援コーディネーターに対する他市区町村における生活支援コーディネーターの活動情報や先進事例の提供(1点)
22	生活支援コーディネーターに対する地域の関係者との関係構築支援(地域の関係者への説明や同行等)(1点)
23	生活支援コーディネーターの地域ケア会議への参加支援(1点)
24	生活支援コーディネーターに対する活動方針や内容の提示(1点)
25	生活支援コーディネーターの活動計画の点検(1点)
26	生活支援コーディネーターの活動の評価(1点)
27	生活支援コーディネーターを対象として市町村が開催する研修や情報交換会への参加支援(1点)
28	生活支援コーディネーターを対象として都道府県等が開催する研修や情報交換会への参加支援(1点)
29	生活支援コーディネーターの活動支援に関する上記以外の取組の実施(1点)
30	第1層協議体の設置の有無(1点)
31	協議体に関する保険者の方針の策定と共有(1点)
32	協議体の運営方法の策定と共有(1点)
33	協議体の活動計画の点検(1点)
34	圏域ごとの地域課題・地域資源等の協議体への情報提供(日常生活圏域ニーズ調査など)(1点)
35	協議体への情報の見える化のためのツール(地域資源リストや地域課題を整理した表など)の開発や提供(1点)
36	協議体への先進事例の情報提供(1点)
37	協議体と地域ケア会議との連携のための支援(1点)
38	協議体の活動の評価(1点)
39	協議体の構成員に対する情報共有や研修の場の設置(1点)
40	協議体の運営主体(事務局)との定期的な情報交換(1点)
41	協議体の活動支援に関する上記以外の取組の実施(1点)
III 総合事業推進プロセススコア(51点満点)	
42	総合事業の必要見込み量設定のための情報収集の実施(1点)
43	総合事業のサービス別見込み量設定(立てている 1点、立てる予定あり 0.5点、立てる予定なし 0点)
44	多様なサービスの担い手に関する必要見込みの算出(1点)

45	多様なサービスの担い手の確保のための具体的な取組の設定(1点)
46	多様なサービスの担い手の確保のための若年を含む認知症患者の活動の場づくりに関する施策との連携(1点)
47	多様なサービスの担い手の確保のための生活困窮者の中間的就労の場づくりに関する施策との連携(1点)
48	多様なサービスの担い手の確保のための障害者福祉サービスの就労継続支援サービスの活動プログラムの検討取組との連携(1点)
49	多様なサービスの担い手の確保のための都道府県等が行う介護人材確保施策との連携(1点)
50	多様なサービスの担い手の確保のための担い手となる身体能力等のある高齢者の活躍の場づくりの施策との連携(1点)
51	多様なサービスの担い手の確保のための上記以外の他施策連携の取組(1点)
52	多様なサービスの担い手の確保のためのパンフレットやチラシの配布(1点)
53	多様なサービスの担い手の確保のための講演・セミナーの実施(1点)
54	多様なサービスの担い手の確保のための地域団体や地縁組織への協力依頼(1点)
55	生活支援コーディネーター、協議体による多様なサービスの担い手確保のための取組の実施(1点)
56	多様なサービスの担い手の確保のためのボランティアポイント等の実施(1点)
57	多様なサービスの担い手の確保のための情報交換会や発表会の開催(1点)
58	多様なサービスの担い手の確保のための上記以外の取組の実施(1点)
59	訪問型サービスAのボランティア研修を実施(1点)
60	訪問型サービスBのボランティア研修を実施(1点)
61	訪問型サービスCのボランティア研修を実施(1点)
62	訪問型サービスDのボランティア研修を実施(1点)
63	通所型サービスAのボランティア研修を実施(1点)
64	通所型サービスBのボランティア研修を実施(1点)
65	通所型サービスCのボランティア研修を実施(1点)
66	生活支援サービスのボランティア研修を実施(1点)
67	一般介護予防事業の住民主体の通いの場のボランティア研修を実施(1点)
68	介護予防ケアマネジメントの質の向上のための地域ケア会議(個別ケース検討)の活用(1点)
69	介護予防ケアマネジメントの質の向上のための市町村等における定期的なプランの内容の点検(1点)
70	介護予防ケアマネジメントの質の向上のための研修や事業者連絡会等の実施(1点)
71	介護予防ケアマネジメントの質の向上のためのインフォーマルサービスのリストやマップ等の整理及び提供(1点)
72	介護予防ケアマネジメントの質の向上のためのマニュアル・手引き等の作成(1点)
73	介護予防ケアマネジメントの質の向上のための上記以外の取組(1点)
74	介護予防ケアマネジメントに関する研修への事業所(地域包括支援センター)の参加の有無(1点)
75	介護予防ケアマネジメントに関する研修への事業所(居宅介護支援事業所)の参加の有無(1点)
76	介護予防ケアマネジメントに関する研修への事業所(上記以外の事業所)の参加の有無(1点)
77	介護予防ケアマネジメントの取扱方針の設定(1点)
78	介護予防ケアマネジメント対象者の状態像の分析による施策改善の取組の実施(1点)
79	利用者による事業の利用中止や事前連絡のない欠席などの場合に、サービス実施主体より地域包括支援センターに連絡が入る体制の構築(1点)

80	定期的な専門職(地域包括支援センター職員)による巡回を通じた利用者の参加状況や状態の変化の確認(1点)
81	定期的な専門職(地域包括支援センター職員以外の保健医療福祉に関する職員)による巡回を通じた利用者の参加状況や状態の変化の確認(1点)
82	サービス実施主体による出席簿等の作成と毎月の地域包括支援センターへの報告(1点)
83	利用者の状況把握に関する上記以外の取組の実施(1点)
84	介護予防ケアマネジメントにおける興味・関心チェックシートの活用(1点)
85	介護予防ケアマネジメントにおける介護予防手帳の活用(1点)
86	介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント・地域ケア個別会議総合記録票の活用(1点)
87	介護予防ケアマネジメントにおける課題整理総括表の活用(1点)
88	介護予防ケアマネジメントにおける介護予防支援・サービス評価表の活用(1点)
89	介護予防ケアマネジメントにおけるサービス事業対象者の医療情報記載様式の活用(1点)
90	介護予防ケアマネジメントにおける上記以外のツールの活用(1点)
91	総合事業の実施状況に関する点検・評価及び第三者が集まる場における議論の実施(議論まで行っている1点、点検のみ行っている0.5点、いずれもしていない0点)
92	総合事業の費用と重度化防止度合いによる事業評価の実施(1点)

(2) 介護事業所向け調査

<調査方法>

介護予防訪問介護・通所介護を実施していた事業所のうち、基準を緩和したサービス（サービスA）に移行後1年を経過している全国の介護事業所を対象とした。

- ・訪問型サービス事業所：448事業所から回答（基準を緩和したサービス（訪問型サービスA）を実施する事業所のうち4.5%）
- ・通所型サービス事業所：505事業所から回答（基準を緩和したサービス（通所型サービスA）を実施する事業所のうち7.4%）

<各設問の結果>

5.6 総合事業移行前後の事業収入

- 事業所の総合事業移行前後の1月当たりの収入[※]は、訪問型サービス事業所については移行前374千円、移行後361千円、通所型サービス事業所については移行前572千円、移行後567千円となった。

総合事業移行前後の事業収入（訪問型サービス事業所・通所型サービス事業所）

（単位：千円）

訪問型サービス事業所	全体(n=319)		通所型サービス事業所	全体(n=371)	
	移行前	移行後		移行前	移行後
事業収入	374	361	事業収入	572	567

※ 「1月当たりの収入」とは、

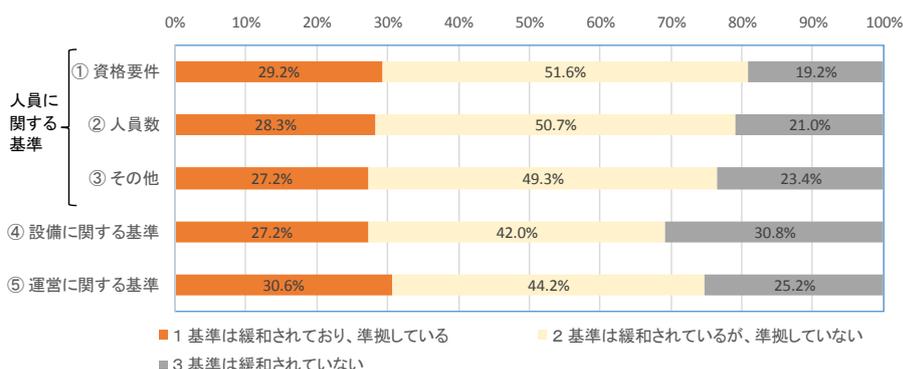
- ・ 移行前：総合事業へ移行した月の前月における介護予防訪問介護又は介護予防通所介護による収入額
- ・ 移行後：総合事業へ移行した月の1年後における従前相当サービス（訪問型）、従前相当サービス（通所型）、訪問型サービス又は通所型サービスAによる収入額

※ なお、回答のあった訪問型サービス事業所448事業所、通所型サービス事業所505事業所のうち、当該データにおけるデータ欠損や外れ値（上位5%、下位5%）を除外し、訪問型サービス事業所319事業所、通所型サービス事業所371事業所となった。

7 サービスAの基準緩和状況（訪問型サービス事業所）

- 訪問型サービスAにおいては、回答を得た事業所の約3割は「所在する市町村で基準は緩和されており、準拠している」と回答した。

訪問型サービスの基準緩和状況（n=448）

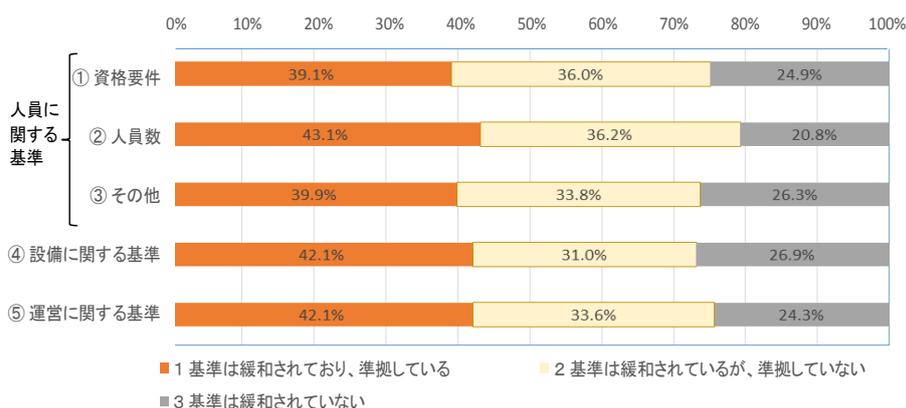


※ 準拠とは、緩和された基準に事業所が対応したことを示す。

7 サービスAの基準緩和状況（通所型サービス事業所）

- 通所型サービスAにおいては、回答を得た事業所の約4割は「所在する市町村で基準は緩和されており、準拠している」と回答した。

通所型サービスの基準緩和状況（n=505）

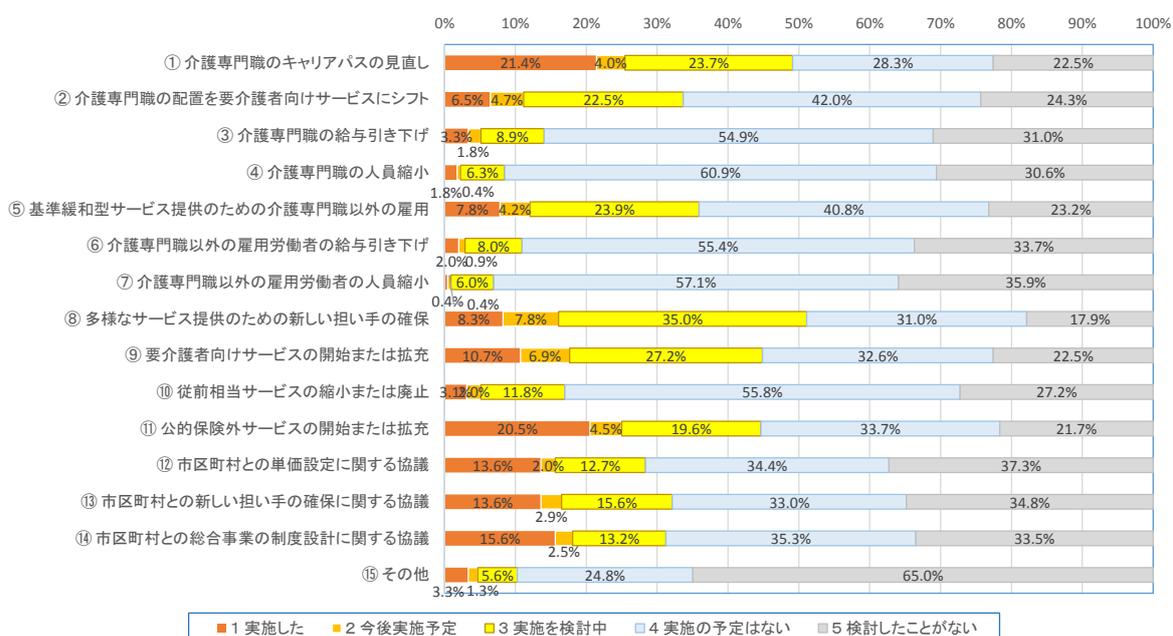


※ 準拠とは、緩和された基準に事業所が対応したことを示す。

8 サービスAの実施に伴い実施したもの（訪問型サービス事業所）

- 訪問型サービスAの実施に伴い、51.1%の事業所が「多様なサービス提供のための新しい担い手の確保」について「実施した」、「今後実施予定」又は「実施を検討中」と回答、49.1%の事業所が「介護職員のキャリアパスの見直し」について「実施した」、「今後実施予定」又は「実施を検討中」と回答した。

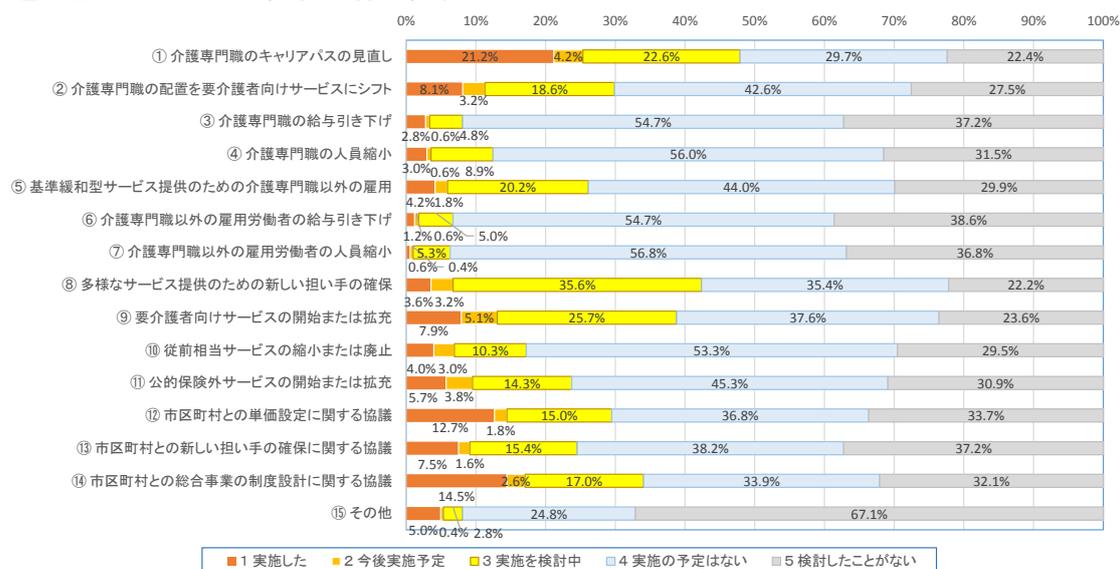
訪問型サービスAの実施に伴い実施したもの（n=448）



8 サービスAの実施に伴い実施したもの（通所型サービス事業所）

- 通所型サービスAの実施に伴い、48.0%の事業所が「介護職員のキャリアパスの見直し」について「実施した」、「今後実施予定」又は「実施を検討中」と回答、42.4%の事業所が「多様なサービス提供のための新しい担い手の確保に」について「実施した」、「今後実施予定」又は「実施を検討中」と回答した。

通所型サービスAの実施に伴い実施したもの（n=505）

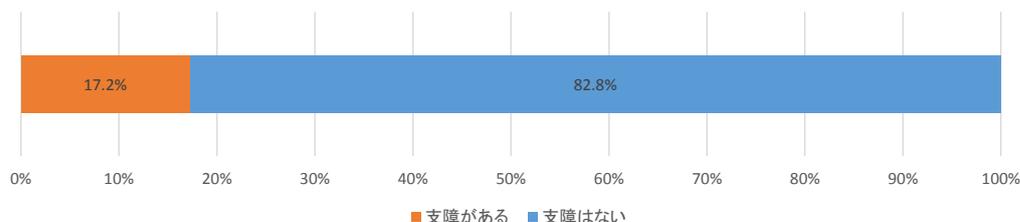


9 通所介護・通所型サービスAの定員の違いによる支障の有無

- 通所介護・通所型サービスAの定員の違いによる支障の有無について、82.8%の事業所が支障はないと回答した。

同一の場所で通所型サービスAと通所介護を実施する場合に、定員をそれぞれ定めなければならないことによる支障の有無（n=505）

9. 通所介護・通所Aの定員の違いによる支障の有無



(3) 多様なサービス利用者向け調査

<調査サンプル>

- 有効回答 1,160 名分の有効回答を得た。
- 回答者の年齢は 80 代が 59.3%と最も多く 70 代以上が 95.9%である。
- 利用者本人の多様なサービス移行時期は、平成 29 年度が 58.4%、平成 28 年度が 30.9%、平成 27 年度が 10.8%である。

No.	カテゴリ一名	n	%
1	60代	47	4.1
2	70代	219	18.9
3	80代	688	59.3
4	90代以上	206	17.8
	全体	1,160	100.0

No.	カテゴリ一名	n	%
1	平成27年度	125	10.8
2	平成28年度	358	30.9
3	平成29年度	677	58.4
	全体	1,160	100.0

- 回答者における総合事業移行後の利用サービスは下表の通りである。

利用者本人の総合事業移行前後の利用サービス（複数回答）

	カテゴリ一名	n	%
移行前	訪問:移行前	598	51.6
	通所:移行前	709	61.1
移行後	訪問:従前相当	64	5.5
	訪問:A	527	45.4
	訪問:B	51	4.4
	訪問:C	9	0.8
	通所:従前相当	126	10.9
	通所:A	538	46.4
	通所:B	56	4.8
	通所:C	70	6.0
		全体	1,160

<各設問の結果>

1 総合事業の趣旨や目的に関する説明・理解の有無

- 総合事業の趣旨や目的、変更となるサービス内容について、96.0%の利用者が説明があったと回答した。

制度の趣旨や目的、変更となるサービス内容について説明を受けたか

No.	カテゴリー名	n	%
1	はい	1,114	96.0
2	いいえ	46	4.0
	全体	1,160	100.0

- 91.1%の利用者は、プラン作成者である地域包括支援センター職員から説明を受けた。

説明を受けた場合、誰から説明を受けたか（複数回答）

No.	カテゴリー名	n	%
1	市区町村職員	80	7.2
2	地域包括支援センターの職員(プラン作成者)	1,015	91.1
3	サービス事業所の職員	189	17.0
4	その他	59	5.3
	全体	1,114	100.0

※ 制度の趣旨や目的、変更となるサービス内容について説明を受けた利用者を対象に集計。

- 制度の趣旨や目的について、82.9%の利用者が理解できたと回答した。

制度の趣旨や目的について、理解できたか

No.	カテゴリー名	n	%
1	はい	924	82.9
2	いいえ	190	17.1
	全体	1,114	100.0

※ 制度の趣旨や目的、変更となるサービス内容について説明を受けた利用者を対象に集計。

2 サービスの利用動機

- 87.9%の利用者は、プラン作成者である地域包括支援センターの職員を通してサービスを認知した。

現在利用している総合事業の新しいサービスをどのように知ったか（複数回答）

No.	カテゴリー名	n	%
1	市区町村	92	7.9
2	地域包括支援センターの職員(プラン作成者)	1,020	87.9
3	サービス事業所の職員	225	19.4
4	周囲の人	39	3.4
5	市区町村のホームページ	0	0.0
6	市区町村のホームページパンフレット	11	0.9
7	その他	64	5.5
	無回答	6	0.5
	全体	1,160	100.0

3 サービスの満足度

- 移行前よりもサービスが良くなったと回答した利用者は23.8%、移行前よりも悪くなったと回答した利用者は10.3%、移行前と変わらないと回答した利用者は65.9%である。

総合事業移行前と比べたサービスの変化

No.	カテゴリー名	n	%
1	移行前よりも、とても良くなった	72	6.2
2	移行前よりも、良くなった	204	17.6
3	移行前と変わらない	765	65.9
4	移行前よりも、悪くなった	108	9.3
5	移行前よりも、とても悪くなった	11	0.9
	全体	1,160	100.0

以上

なお、以下の設問については、設問の定義が不明確であること等により、回答者によって設問の解釈にばらつきがあり、有効な回答を得ることができなかつたため調査結果を掲載していない。

- ・市町村票：Ⅰ－３、Ⅱ－１０、Ⅲ－５、Ⅳ－１１、Ⅳ－２０、Ⅳ－２１、Ⅴ－２、Ⅴ－４、Ⅴ－５、Ⅴ－６

参考文献一覧

総合事業及び生活支援体制整備事業の推進策を検討するにあたり、参考となる文献を掲載。

<厚生労働省資料>

- ・ 厚生労働省「平成 27 年 4 月に総合事業を開始した 78 保険者に対する調査結果」
- ・ 厚生労働省 「平成 28 年度 4 月までに総合事業を開始した 514 保険者に対する調査結果」
- ・ 厚生労働省 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」
- ・ 厚生労働省「生活支援コーディネーター及び協議体とは～その目的、仕組み及び養成について～」
- ・ 厚生労働省 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)に係る中央研修テキスト「生活支援コーディネーターに期待される機能と役割」
- ・ 厚生労働省老健局老人保健課「介護予防・日常生活支援総合事業 (地域支援事業)の実施状況に関する調査結果」

<老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業>

○平成 29 年度

- ・ 日本総合研究所「生活支援コーディネーター・協議体の効果的な活動のための研修プログラムの開発に関する調査研究事業」
- ・ 全国コミュニティライフサポートセンター「地域づくりにおける生活支援体制整備事業と地域づくりに関する各種事業との連携に関する調査研究事業」
- ・ 日本総合研究所「地域支援事業の実施状況及び評価指標等に関する調査研究」

○平成 28 年度

- ・ 日本総合研究所「新しい包括的支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の先行事例の調査研究事業」
- ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「国が行う地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築支援に関する調査研究事業」

○平成 27 年度

- ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の市町村による円滑な実施に向けた調査研究事業」
- ・ 日本能率協会総合研究所「介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な介護予防ケアマネジメントに関する調査研究事業」
- ・ 日本能率協会総合研究所「介護予防・日常生活支援総合事業におけるコーディネーター・協議体のあり方に関する研究事業」

＜研修関係＞

- ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「総合事業担当者向けセミナー「介護予防・日常生活支援総合事業推進のためのポイント解説」」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000138958.html>
- ・ 「平成28年度生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）指導者養成研修」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139133.html>
- ・ 「平成28年度介護予防ケアマネジメント実務者研修」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163251.html>
- ・ 第122回：市町村職員を対象とするセミナー「地域ケア会議の推進について」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142223.html>